

成長戦略フォローアップ

令和2年7月

内閣官房
Cabinet Secretariat

1. 新しい働き方の定着①

背景・課題

・新たな働き方の拡大

ウィズ・コロナ、ポスト・コロナの時代の働き方としても、兼業・副業、フリーランスなどの多様な働き方への期待が高まっている傾向

企業が安心して兼業・副業を認めることができる兼業・副業のルール整備

フリーランスという働き方が拡大（約462万人）し、働く人の環境整備のためのルール整備が必要。

新型コロナウイルス感染症により、企業におけるテレワークの取組促進が必要

目指す社会

・新しい働き方の定着と大都市一極集中の是正

兼業・副業やフリーランスなど多様な働き方の環境整備

テレワーク・在宅勤務、時差出勤等の推進・支援

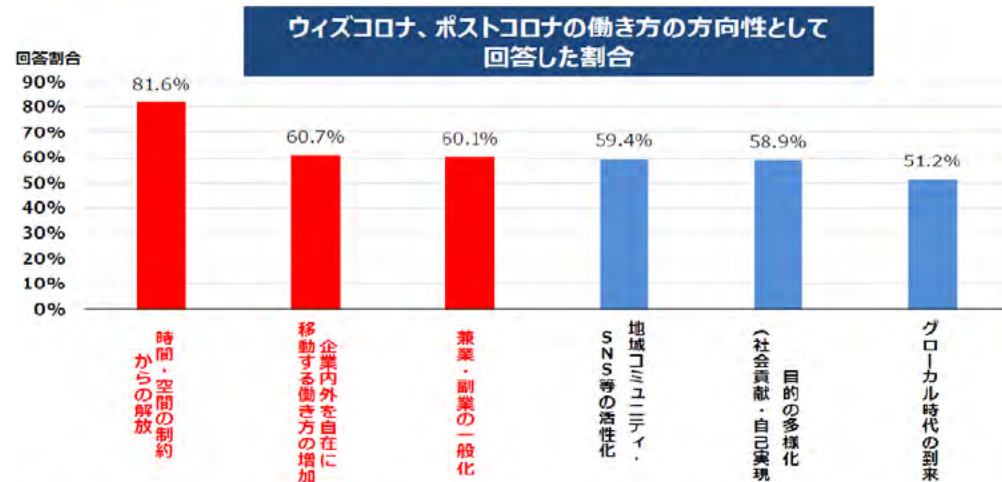
中途採用・経験者採用の促進

70歳までの就業機会確保

新しい働き方を定着させ、リモートワークにより地方創生を推進し、DXを進めることで、分散型居住を可能とする社会を実現

先進事例等

兼業・副業、フリーランスの意向



(注) 「アフターコロナの世の中では、働き方はどのような方向に進むと思いますか」との問いに対し、「とても進むと思う」又は「やや進むと思う」と回答した者の割合。調査は2020年4月22日～5月9日（回答数549人）に実施。

(出所) 一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会「コロナ禍でのフリーランス・会員の意識変容調査」（2020年5月21日公表）を基に作成。

テレワーク総合ポータルサイト

・厚生労働省では、テレワークに関連する情報を一元化して、テレワーク導入を検討する企業やテレワークに関心のある方に、さまざまな情報を提供するため、「テレワーク総合ポータルサイト」を開設。

・テレワークに関する相談窓口や助成金など、導入にあたって利用できる制度等を紹介。



1. 新しい働き方の定着②

今後の取組

- ・副業・兼業、フリーランスといった多様な働き方に向けた環境整備
- ・テレワークなど、ポストコロナ・ウイズコロナの中での働き方の環境整備

1. 兼業・副業の環境整備

兼業・副業

- ・企業が安心して兼業・副業を認めることができるよう、労働者の自己申告制、簡便な労働時間管理の方法など、企業の労務管理責任の範囲・在り方についてルールを整備

2. フリーランスの環境整備

フリーランス

- ・契約書面の不交付等が独占禁止法上不適切であることや労働関係法令の適用関係を明確化するなど、実効性、一覧性のあるガイドラインの作成
- ・下請代金法の改正を含めた立法的対応の検討
- ・労災保険（特別加入）等の更なる活用等の検討

3. テレワークの推進

テレワーク

- ・企業におけるテレワークの取組が促される中で、テレワークの場合の労務管理の方法を明確化、通信機器の導入支援等

4. 中途採用、生産性を最大限発揮できる働き方

中途採用等

- ・大企業における中途採用比率の公表
- ・学生と企業の就職・採用活動の在り方について、着実に対応の方向性を検討

長時間労働の是正

- ・中小企業や建設業・医師等への時間外労働時間規制の適用に向けた支援を実施

5. 労働市場のインフラ整備

労働市場のインフラ整備

- ・社会を支えるエッセンシャルワーカー等が安心して働くことができる就業環境の整備について検討

6. 70歳までの就業機会確保、年金制度

就業機会の確保

- ・70歳までの就業機会の確保のための措置が企業の努力義務とされたことについて周知

年金制度

- ・被用者保険の適用拡大、年金受給開始時期の引上げ、在職老齢年金制度の支給停止とならない範囲の拡大等、年金制度の見直し内容の周知

7. 女性活躍の更なる活躍、ダイバーシティ経営の推進

男性の育児休業の促進

- ・女性の出産後のキャリア継続のため、配偶者の出産直後の時期の休業を促進する枠組みの検討など、総合的な取組を推進

ダイバーシティ経営

- ・企業の女性活躍の要素を投資判断に考慮するジェンダー投資を推進

1. 新しい働き方の定着 Society5.0に対応した人材育成①

背景・課題

・様々な業種における人手不足

AIの実装により、同質の大量生産から、AIとデータ利用による個別生産へとビジネスが変化

・モノ売りからサービス・ソリューションへの転換

世界的に中スキルの仕事が減少し、高スキルと低スキルの仕事が増加

目指す社会



全ての国民が、AI・データを使いこなすことができ、また、AIに代替されない力を身に付ける。

- ・小学校から大学までを通して、数理・データサイエンス・AIに対応できる力等を育成
- ・子供の力を最大限引き出すため、先端技術を効果的に活用
- ・いつでも学び直しができ、知識・技能のアップデートが可能



Society 5.0時代に活躍できる人材 = 技術革新に対応し、新たな価値を創出できる人材を育成

先進事例

家庭でのオンラインでの学習（熊本県高森町）

・1人1台端末をいち早く実現していた熊本県高森町は、新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業中も、各学校に整備された端末を家に持ち帰って活用し、先生と児童生徒が同時双方向でやりとりできるオンラインでの学習を実施。

・児童生徒の全ての家庭を対象にインターネット環境調査を実施し、インターネット環境のない家庭に対しては町がモバイルルーターを貸与し通信環境を確保するなどの対応を行った。



学びを止めない未来の教室

・経済産業省では、新型コロナウイルス感染症の影響で学校が臨時休校する間、多数の教育事業者がオンライン学習サービスを無償提供する「# 学びを止めない未来の教室」プロジェクトを実施。

・無償提供されるサービス内容や休校対策の実践事例が紹介された特設Webサイトには多数のアクセス（3月末時点で訪問者数53万人）があり、「新しい学び方」を経験する機会として活用された。



1. 新しい働き方の定着 Society5.0に対応した人材育成②

今後の取組



- ・初等中等教育での一人一台の端末の整備。情報教育やSTEAM教育の充実、EdTechの活用
- ・全国の大学等で、文理問わず数理・データサイエンス・AI教育を展開
- ・社会人の創造性育成など、リカレントによる人材育成

1. 初等中等教育段階における人材育成

ICT環境整備

- ・少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備やICTの活用など、ハード・ソフト・人材一体となった新しい時代の学びの環境の整備について関係者間で丁寧に検討
- ・義務教育段階の全学年の児童生徒一人一台端末の整備を目指し、家庭への持ち帰りを含めて十分に活用できる環境の整備

デジタル教科書等

- ・SINETの活用を図るための試験的な取組
- ・デジタル教科書の活用の促進、今後の在り方等について、学びの充実の観点から、その効果・影響等について検証・見直し
- ・授業目的公衆送信補償金制度について、来年度からの本格実施に向けて、補償金負担の軽減のための必要な支援を検討

教員養成

- ・Society5.0に対応した高い指導力を有する教員の養成を先導するフラッグシップ大学の創設を検討

2. 大学等における人材育成

遠隔授業

- ・社会全体でのデジタル化の展開も見据え、大学等における遠隔授業の環境構築を加速

数理・データサイエンス・AI教育

- ・数理・データサイエンス・AIの標準カリキュラム・教材（初級・応用基礎）の開発・展開
- ・大学等における数理・データサイエンス・AIの優れた教育プログラムを認定する制度を構築し、リテラシーレベルについて運用を開始

柔軟な学位プログラム

- ・文理横断のリベラルアーツ教育の実現
- ・飛び入学等を通じて「出る杭」を引き出すプログラムを構築

3. 産業界における人材育成・活用

創造性人材の育成

- ・個人の内面や顧客ニーズに基づく創造的な発想をビジネスにつなぐ教育プログラムを開発し、実践する大学等の拠点を早急に構築

破壊的イノベーションへの挑戦

- ・「異能vation」プログラムを見直し、破壊的イノベーションに挑戦するICT人材を発掘・支援するネットワークへの支援等を促進

国際技能五輪

- ・我が国での技能五輪国際大会開催の実現に向けた機運の醸成

2. 決済インフラの見直し及びキャッシュレスの環境整備①

背景・課題

・決済法制の見直し、金融サービス仲介法制の整備

・従来、ECサイトにおいて金融商品を仲介する事業者は、銀行、証券、保険といった分野ごとに許可・登録を受ける必要。また、1件100万円超の送金が可能なのは銀行のみであった。

・キャッシュレス

昨今の情勢を踏まえ、キャッシュレス決済の普及促進が課題。銀行間手数料や加盟店手数料の高さがボトルネックの一つ。

目指す社会

新規参入者等による柔軟な金融サービスが生活の隅々に浸透、よりスマートで利便性の高いキャッシュレス決済が実現

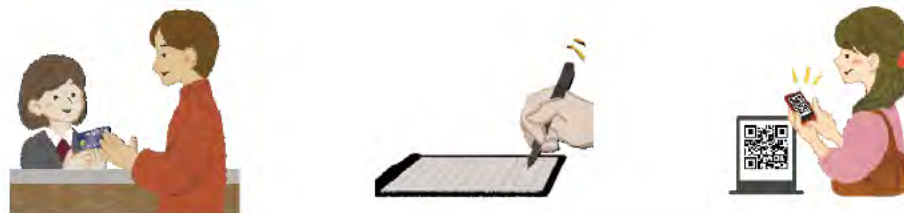
- スマホ等で手軽に安価・迅速な決済・送金
- 利用者がスマホ等で自分にとって最適な金融商品を選択可能に
- 銀行間手数料、キャッシュレス加盟店手数料の引下げ
- 自治体への公共料金の支払いをキャッシュレス化
- 災害時にもキャッシュレス決済を利用できる環境へ

先進事例

災害時のキャッシュレス決済実証事業

・災害等で停電・通信途絶になり、決済端末が使用不能となった場合に対応できるキャッシュレス決済の運用を検証する。

・具体的には、クレジットカード番号を紙へ記帳すること等による支払を可能とした場合に、店舗や決済事業者が行う実務処理や不正対策等を検証する。



面的キャッシュレス・インフラの構築支援事業

・地域で一体的にキャッシュレス決済を導入する場合に、端末やソフトウェア関連の費用、キャンペーン費用などを支援する。



2. 決済インフラの見直し及びキャッシュレスの環境整備②

今後の取組

1. 決済インフラの見直し

- ✓ 銀行以外による1件100万円を超える送金など、様々な利便性の高い送金サービスの登場を促進
- ✓ 銀行・証券・保険の全ての分野の商品について、利用者がスマホなどで金利や手数料を比較しながら、最も自分に合った商品を選択することを可能にする
- ✓ 銀行間手数料を合理的な水準へ引き下げる
- ✓ 全銀システムへの優良なノンバンクの参加を認めるべく、参加資格等について検討
- ✓ 多頻度小口決済を想定した低コストの新しい資金決済システムの構築を検討

2. キャッシュレスの環境整備

- ✓ 加盟店手数料の引下げを促進
- ✓ 2020年9月から、マイナンバーカードを所有する者に対してマイナポイントを付与し、消費活性化を図る
- ✓ 統一QRコード（JPQR）の海外展開を図る。同時にJPQRの国内での利用を促進
- ✓ 災害時にも消費者や店舗がキャッシュレス決済を利用できる環境を整備
- ✓ 自治体への公共料金の支払いのキャッシュレス化を後押し
- ✓ マイナンバー等と銀行口座の連携等について検討

3. 銀行を始めとする既存の金融機関への規制上の制約の見直し

- ✓ 銀行グループが社会的意義のある事業に積極的に取り組めるよう規制緩和を検討
- ✓ 銀行グループにおける事業会社出資規制（5%・15%ルール）の在り方について検討
- ✓ 銀行グループによる広告ビジネスやITシステムの提供等が可能となるよう、関連規制を見直す
- ✓ 我が国の金融機関が海外の同業他社と同じ競争条件で切磋琢磨できるよう、①銀行・保険会社の海外子会社の業務範囲規制の緩和、②外国法人顧客に関する情報の銀証ファイアーウォール規制の対象からの除外等について検討。国内顧客を含めたファイアーウォール規制の必要性についても検討

4. FinTechの実用化等イノベーションの推進

- ✓ 「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ」において、金融機関に対し法令解釈、ITガバナンスやリスク管理に関し助言を行うことで、金融機関の基幹系システムの効率化・高度化を支援
- ✓ 2021年度中に、金融機関等による国への全ての申請・届出を電子的に行うことを可能とする

3. デジタル市場への対応①

背景・課題

サイバーとリアルが融合するSociety5.0において、多様なイノベーションによりデジタル化がもたらすメリットを最大化できるよう、デジタル市場のルール整備、デジタル技術の社会実装を踏まえた規制の精緻化、5G等通信環境の整備・高度化、国際的なデータ流通ルールの整備、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、サイバーセキュリティの確保が求められている。

目指す社会

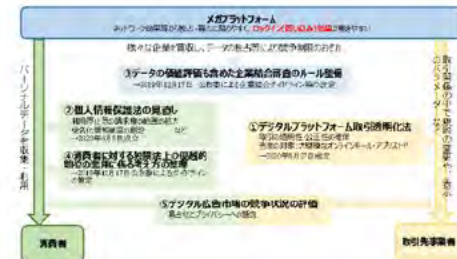
Society5.0への転換に向けて、国民の利便性と暮らしの質を向上させるとともに、足下の新型コロナウイルス感染症拡大に対応した社会変革を進めるため、生活者としての国民目線に立ち、経済社会全体のDXを加速する必要がある。その際、地域の中小企業や高齢者など誰もがそのメリットを享受できるよう、DX格差を防ぐための対策（デジタルミニマム）を図ることが不可欠である。

また、5Gなど新たなデジタルインフラの全国整備を進めるとともに、経済社会のDX化を進めることにより、都市への集中から地方への分散の流れを生み出し、地域の活力と持続可能性を高める「デジタル田園都市国家」を実現することが期待される。

先進事例

デジタル市場のルール整備

ネットワーク効果等から独占・寡占に陥りやすく、ロックイン(囲い込み)効果が働きやすいデジタル市場について、①デジタルプラットフォーム取引透明化法や②個人情報保護法の改正等により、ルール整備を実施。



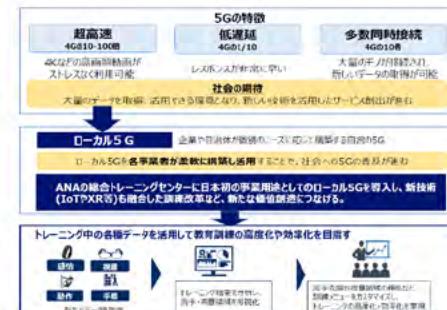
規制の精緻化

労働人口が減少する中、人が実施している完成検査に関し、技術進展しているAI等を活用し、完成検査の精緻化・合理化を図ることにより、生産性・品質の向上を促進する必要。これに向け規制の精緻化に向けた実証を実施。



5Gの活用（ANA）

ANAでは総合トレーニングセンターに、ローカル5G※を導入し、社員の訓練のパーソナライズ化に活用予定。これまでの訓練では収集しきれなかった多様なデータを、リアルタイムに収集・分析し、訓練の高度化や効率化を進める予定。



※地域や産業の個別のニーズに応じて地域の企業や自治体等の様々な主体が、自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築できる5Gシステム

3. デジタル市場への対応②

今後の取組

・デジタル市場のルール整備

- ・デジタル・プラットフォーム取引透明化法の施行を通じ、デジタル・プラットフォーム事業者と利用事業者の取引関係の透明化を図る。
- ・個人情報保護法改正法の施行に向けて、データ活用を促進するために仮名加工情報制度の詳細ルール等を明確化し、普及を図る。
- ・デジタル広告市場におけるシステムやルールに関する突然の変更、取引内容の不透明性、閲覧数の水増し対策への不満といった課題に向け、プラットフォーム事業者に対するルール整備を進める。

・デジタル技術の社会実装を踏まえた規制の精緻化

- ・新しい時代にふさわしい規制制度の在り方について、モビリティ、フィンテック／金融、建築の3分野を中心に、将来の規制の在り方に係る問題点や課題を洗い出すとともに、他分野への展開を図る。

・5Gの早期全国展開、ポスト5Gの推進、いわゆる6G（ビヨンド5G）の推進

- ・特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に基づき、税制措置を通じて5Gの設備投資を促進。

- ・多数同時接続や調停遅延の機能が強化された5Gについて、産業用途への拡大を目指し、これに対応する半導体等の関連技術開発や半導体の製造できる技術を確認。

- ・次世代の移動通信システムとしていわゆる6G（ビヨンド5G）について、先行投資を今から行い、実現のカギを握る先端技術の研究開発の加速等を進めるため、グローバルな官民連携の体制を整備する。

・DFFTの実現に向けた国際的な議論とWTO等におけるデータ流通ルールの整備

- ・「大阪トラック」の下、「データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト（DFFT）」の考えに基づき、データ流通、電子商取引を中心とした、デジタル経済に関する国際的なルール作りを加速。

・DXの推進

- ・デジタル技術による社会変革を踏まえた経営者に求められる対応をデジタルガバナンス・コードとして2020年度中に取りまとめ、様々な業界団体と連携して普及を図る。また、デジタルガバナンス・コードの基本的事項に対応する企業を国が認定する制度を設け、東京証券取引所と経産省が実施している「DX銘柄」の選定の前提として活用する。

・サイバーセキュリティの確保

- ・中小企業を含むサプライチェーン全体でのセキュリティ対策を促進するため、サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム（仮称）を立ち上げ、参加企業によるリスクマネジメント強化を促す。

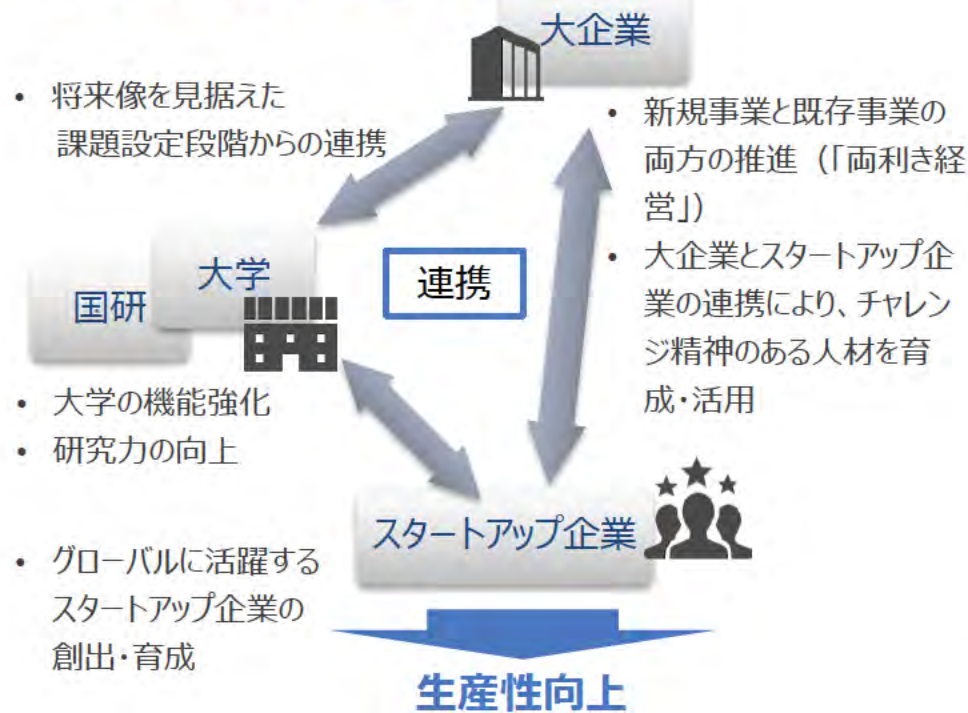
4. オープン・イノベーションの推進①

背景・課題

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、スタートアップ企業への投資が弱まることのないよう、新たな資金の供給を促進し、成長につなげていくことが必要
- 「知」を生み出す人材と、「知」の交流を生み付加価値を創出する場が重要であり、大学等の機能を拡張し、付加価値を創出する場として機能させることが必要

目指す社会

オープン・イノベーションの推進

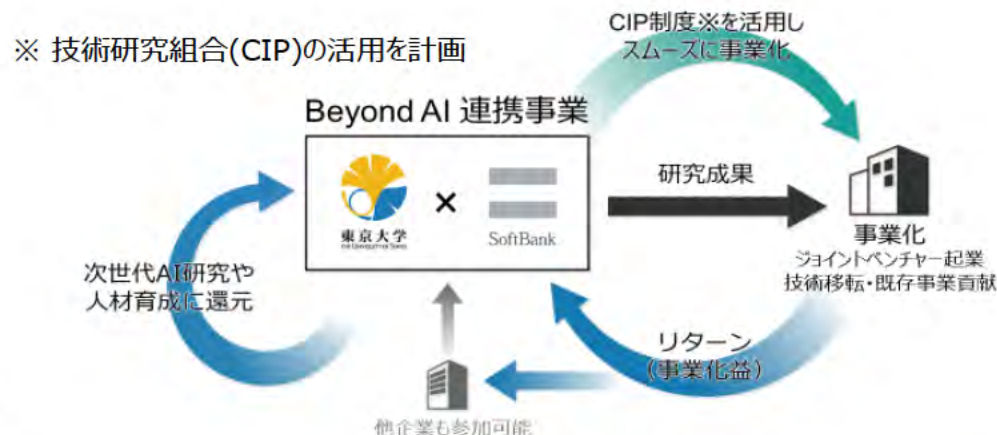


先進事例

組織と組織の産学連携

東京大学×ソフトバンク

- 当初からジョイントベンチャーによる事業化を見据えた研究を推進し、事業によって得たリターンを、さらなる研究活動や次世代のAI人材育成に活用



大阪大学Hitz協働研究所

- 日立造船株式会社 (Hitz)の研究組織を大学内に誘致し、多面的な産学協働活動を展開
- 研究情報・技術・人材・設備等を相互に利用して、研究成果の産業への活用促進、研究の高度化、高度人材育成を目指す



4. オープン・イノベーションの推進②

今後の取組

1. スタートアップ企業への投資

- ・ オープン・イノベーション促進税制により、スタートアップ企業への新たな資金の供給を促進
- ・ アジアDXプロジェクトを通じ、最初のパイオニア的企業数社をピックアップし、「同僚・同土効果」を起こすリーディングモデルを創出
- ・ スタートアップ・エコシステム拠点都市につき、自律的形成に向けた支援

2. 大企業とスタートアップ企業の契約の適正化

- ・ スタートアップ企業に対して更なる実態調査を行った上で、各契約における問題事例とその具体的改善の方向や、独占禁止法の考え方を整理したガイドラインについて、公正取引委員会と経済産業省連名で年内を目途に案を作成し、意見公募手続を開始

3. 企業発オープン・イノベーションの促進

- ・ DBJの「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド」を通じ、企業の迅速かつ着実な回復と成長を後押し

4. 産学官融合によるイノベーション・エコシステムの強化

- ・ 大学・研究開発法人の研究成果を活用した共同研究等を実施する外部法人への出資を可能とするため、制度改正
- ・ 技術研究組合（CIP）の活用による外部連携の促進

5. 大学改革等による知と人材の集積拠点としての大学の機能強化

- ・ 魅力ある地方大学の実現等に向けた改革パッケージを策定
- ・ 国立大学法人の機能拡張を実現する戦略的経営のため、ガバナンス体制、評価、定員管理の在り方等を検討

6. 研究力の向上

- ・ 「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」に基づき、博士後期課程学生の処遇向上や多様なキャリアパス確保等が一体として効果的に進展するよう、関係府省が連携して検討
- ・ 世界に伍する規模のファンドを大学等の間で連携して創設し、その運用益の活用などにより、世界レベルの研究基盤を構築するための仕組を実現

7. 戦略的な研究開発の推進

- ・ マテリアルの政府戦略策定、バイオ、AI、量子技術イノベーション戦略等による、研究開発等の推進
- ・ データ流通社会の基盤として、SINETの積極的活用を図る

4. オープン・イノベーションの推進 次世代産業システム①

背景・課題

- ・新型コロナウイルス感染症等による不測の事態への対応が必要
- ・様々な業種における人手不足
- ・モノ売りからサービス・ソリューションへの転換

目指す社会

- ・企業の枠を超えたデータ連携による、革新的な製品・サービスの創出、最適化されたサプライチェーン、安全で生産性の高い製造プロセスの実現
- ・様々な環境変化に柔軟に対応していくための「企業変革力（ダイナミック・ケイパビリティ）※1」の強化
- ・産学連携、人材育成やロボット技術の更なる高度化を通じて、ロボットの社会実装を更に推進
- ・多様化するニーズに対応したロボット導入を促進するため、事業者、システムインテグレータ※2等におけるマッチングの推進

先進事例

自社のみならず協力会社の製造ラインも接続し
オンラインでの生産性改善を可能に

株式会社小松製作所

- ・協力企業や海外の生産拠点の製造装置を接続する新プラットフォーム KOM-MICSを開発
- ・コマツと協力企業の製造ラインをオンライン接続し、工程を「見える化」
- ・利害の絡むサプライヤーが協業する世界に類を見ない仕組み



将来のロボット人材育成に向けた新たな取組

未来ロボティクスエンジニア育成協議会（CHERSI）

- ・将来のロボットエンジニアやシステムインテグレータ等に関する人材育成を推進するため、産学が連携し2020年6月に「未来ロボティクスエンジニア育成協議会」（CHERSI）を設立
- ・高専等向け教材の開発や、教育機関のニーズと産業界のシーズのマッチング等を行い、教育機関からメーカー・Sierへのインターンシップ等を実施する



▲工業高校の先生向け
見学・意見交換会の様子

※1 企業変革力（ダイナミック・ケイパビリティ）：環境や状況が激しく変化する中で、企業が、その変化に対応して自己を変革する能力

※2 システムインテグレータ（Sier）：ロボットを導入しようとする企業に対して、ラインビルディング、オペレーション、メンテナンス等を行うサービス事業者

4. オープン・イノベーションの推進 次世代産業システム②

今後の取組

① サプライチェーンにおけるデータ連携・活用の促進

- ・企業の垣根を越えてデータを流通させる仕組みについて、実証を行い、実運用を開始
- ・次世代自動車の燃費や運動性能等のシミュレーションを可能にするインターフェースガイドラインと標準モデルを構築
- ・次世代自動車の燃費や運動性能等をシミュレーションできる高精度な標準的モデルの作成
- ・サプライチェーン寸断リスクの発生などの不測の事態に対応するための企業変革力（ダイナミック・ケイパビリティ）を強化
 - デジタル化による製造工程間連携や設計力の強化のための指針の策定
 - 5G等の情報通信技術の製造現場での本格活用のための技術開発や先行事例の創出に向けた取組

② ロボット技術の社会実装等

- ・ユーザー視点のロボット開発や、データ連携、通信、施設設計等に係る規格化・標準化の促進
- ・高校生、高専生、大学生等のロボットに関する学習・教育に資するロボットコンテストを地域の取組を含めて推進
- ・中小企業の生産性向上支援に取り組む事業者と中小企業のマッチングイベントを開催し中小企業のロボット導入を推進
- ・「未来ロボティクスエンジニア育成協議会」において、教員や学生対象の現場実習や教育カリキュラム等を検討
- ・技能五輪全国大会に「産業用ロボット」を用いる競技職種導入を目指す
- ・「World Robot Summit」（愛知県国際展示場及び福島ロボットテストフィールド）の開催

③ 航空機産業の拡大

- ・将来の航空機開発に向けた研究開発支援等、航空機市場への日本企業の参入促進、海外依存度の高いクリティカル部素材の国内供給体制の整備促進
- ・三菱スペースジェットを含む今後の完成機事業について、開発完了後の販売支援や量産機の安全運航維持体制の整備

4. オープンイノベーションの推進 コーポレート・ガバナンス①

背景・課題

- ・日本経済の持続的成長と家計資産の継続的な拡大
- ・新しい成長機会をつかむための大企業の変革の必要性
- ・投資家に魅力的で企業が投資を得やすい市場の確立の必要性
- ・我が国の国際金融センターとしての地位の確立

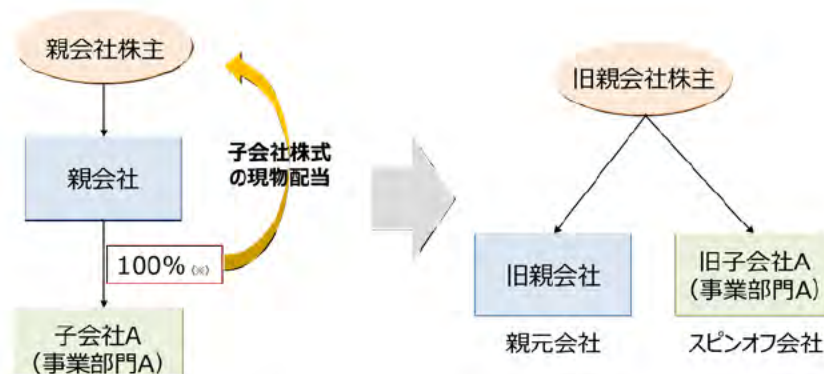
目指す社会

家計による継続的な投資を促進し、企業が適切なガバナンスの下、持続的・中長期的な成長を実現し、ひいては、日本経済の持続的成長や家計資産の継続的な拡大を目指す。

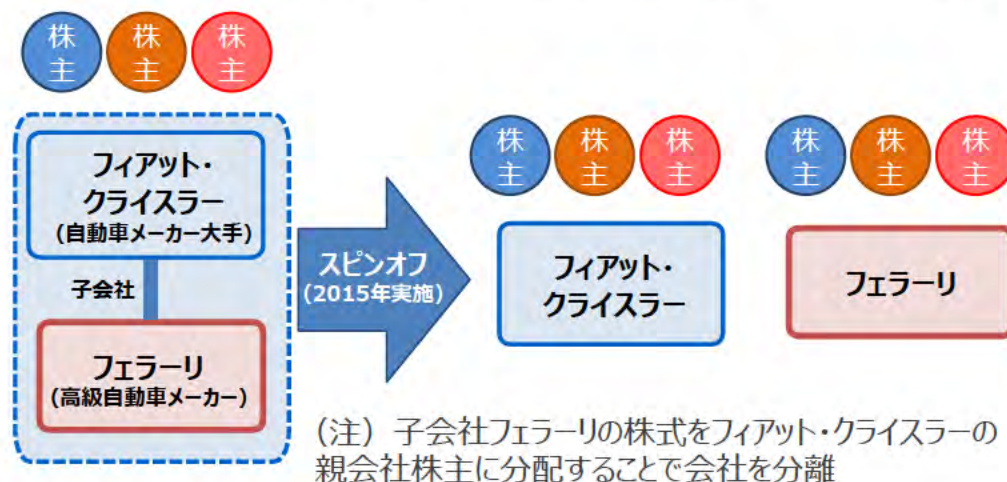
- ①スピノフを含む事業再編を促進するための環境整備により大企業の改革を促進
- ②2022年4月に予定される市場改革の実施により高いガバナンス水準と流動性を持つ国際的に競争力のある市場を確立
- ③我が国の国際金融センターとしての地位を確立する

取組事例

【スピノフのイメージ】 ※出典：経済産業省 第1回事業再編研究会（事務局 説明資料・2020年1月31日）を基に再生事務局作成



■スピノフ事例（蘭フィアット・クライスラーからの伊フェラーリの分離）



※以上は例示であり、企業・取組については網羅的ではない。

4. オープンイノベーションの推進 コーポレート・ガバナンス②

今後の取組

1. スピンオフを含む事業再編の促進

- ✓ スピンオフを含む事業再編を促進するための実務指針を策定し、企業に対応を促す
- ✓ 事業再編等の円滑化を図る立法措置を検討
- ✓ 事業ポートフォリオ戦略の実施など資本コストを踏まえた経営の更なる推進などの論点を検討し「コーポレートガバナンス・コード」について2021年中に改訂。
- ✓ 自社株対価M&Aについて、「株式交付制度」の活用を促進するための制度的対応を検討

参考

- ・コーポレートガバナンス・コード：上場企業が守るべき行動規範を示した企業統治の指針。成長戦略（2014）で策定を決定。東京証券取引所・金融庁が2015年に策定・公表し、2018年に改訂。
- ・スチュワードシップ・コード：機関投資家がとるべき行動規範を示した指針。成長戦略（2013）で策定を決定。金融庁が2014年に策定・公表し、2017年に改訂。

2. 活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の整備

・金融市場の利便性向上と活性化

- ✓ 東京証券取引所の市場構造改革。2022年4月に新市場区分に基づいた市場立ち上げ。
- ✓ 東証株価指数（TOPIX）の市場区分からの切り離し、
- ✓ クラウドファンディング制度や非上場の有価証券の取引の改善等について検討

・国民の安定的な資産形成

- ✓ ICTを活用した金融経済教育を推進
- ✓ つみたてNISAの普及や新しいNISA制度の2024年の導入に向けた周知・広報
- ✓ iDeCo（個人型確定拠出年金）加入手続のオンライン化等の手続簡素化

3. 世界・アジアの国際金融ハブとしての国際金融都市の確立

- ✓ 資産運用高度化の進捗等についてのレポートの作成を通じた課題を整理等
- ✓ 資産運用人材や金融人材等の海外プロフェッショナル人材の受入れを生活環境の整備を含め促進
- ✓ 拠点設置・開設のサポートデスク強化、投資運用業登録等の迅速化。国によるプロモーション活動強化。

5. モビリティ①

背景・課題

・地方での移動手段や物流の確保

人口減少の本格化、運転者不足の深刻化等に伴い、地方での移動手段や物流の確保、特に高齢者の支援が喫緊の課題

・「新しい生活様式」

感染症の拡大が地域の移動手段に広範な影響を与えており、ヒト、モノの移動を巡る構造的変化への対処が必要

目指す社会

・日本版MaaSの推進

【MaaS×自動運転】新技術と組み合わせ、地方公共交通の維持・活性化を図る

【MaaS×他サービス】物流、医療・健康、買物等を組み合わせることで、地域課題を解決

・変化を支える新技術の社会実装

自動運転、小型無人機（ドローン）等様々なモビリティに係る制度改革、データ連携の強化に取り組む

高齢運転者による交通事故対策に向けた
Society5.0時代の技術革新の活用

先進事例

モビリティ×小売×物流

「とくし丸」は、全国に存在する買い物難民問題を背景に、2012年に徳島県で開始された移動スーパー。顧客を一軒ずつ訪問し、自宅の前で買い物が利用できる



自動運転サービス開始

高齢化が進行する中山間地域における生活の足の確保等のため、「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスの実験結果を踏まえ、道の駅「かみこあに」（秋田県北秋田郡上小阿仁村）で全国初となる本格導入



ドローンを活用した 離島間の商品配送実証実験

長崎県五島市で、本土と直接結ぶ交通機関がない二次離島の住民の利便性向上のため、離島間でドローンを使った日用品、医薬品等の配送サービスの実証実験を実施



5. モビリティ②

今後の取組

・高齢運転者による交通事故対策に向けたociety5.0時代の技術革新の活用

- ・衝突被害軽減ブレーキ（自動ブレーキ）搭載車とペダル踏み間違い急発進抑制装置の普及促進。2020年度末までに100万台のサポカー導入支援
- ・サポカー限定免許の創設

・一般旅客自動車運送事業者が協力する自家用有償旅客運送制度の創設

- ・事業者協力型自家用有償旅客運送制度の運用開始

・低速・小型の自動配送ロボットの社会実装

- ・「遠隔監視・操作」型の公道走行実証を年内で可能な限り早期に実現
- ・低速・小型の自動配送ロボットの社会実装に向けて、早期に制度設計の基本方針を決定

・日本版MaaSの推進

- ・「新たな日常」を支えるエッセンシャルサービスとなる交通事業について、キャッシュレス化や混雑情報の提供等の取組を促進するなど、感染症リスクに対応した運行の確保を推進
- ・物流、買物等の地域課題の解決をはかるMaaSの在り方について、新たなモビリティサービスを早期に事業化するための制度整備

・自動運転の社会実装に向けた取組の加速

- ・公道での地域限定型の無人自動運転移動サービスについて、2020年中に複数箇所を開始し、2030年までに全国100か所以上で実現
- ・鉄道廃線跡等における遠隔監視のみの自動運転移動サービスを2022年度目途で開始するため、技術開発等を実施するとともに、必要な環境整備について検討
- ・自家用車について、民間との連携等を進め、高速道路上のレベル4自動運転を2025年目途で実現

・陸海空の様々なモビリティの推進、物流改革

- ・物流、農林水産業、インフラ維持管理や災害対応など幅広い用途に有効活用できるよう、2022年度を目途にドローンの有人地帯での目視外飛行（レベル4）を実現
- ・海運業と造船業が共に成長できる環境整備に向けて、企業間提携や投資の促進に必要な方策を制度改正も含め2020年度中に取りまとめ

・昨今の交通事故を踏まえた安心安全な道路交通の実現

- ・速度超過による事故防止に向けて、「自動速度制御装置（ISA：Intelligent Speed Assistance）に関する技術的要件等のガイドライン」等に基づき、自動車メーカーによる新たな先進安全技術の開発を促進
- ・高速道路においては、逆走対策として、画像認識技術等を活用した路車連携技術の開発を推進

6-1. エネルギー・環境①

背景・課題

・脱炭素社会への移行

・持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の達成

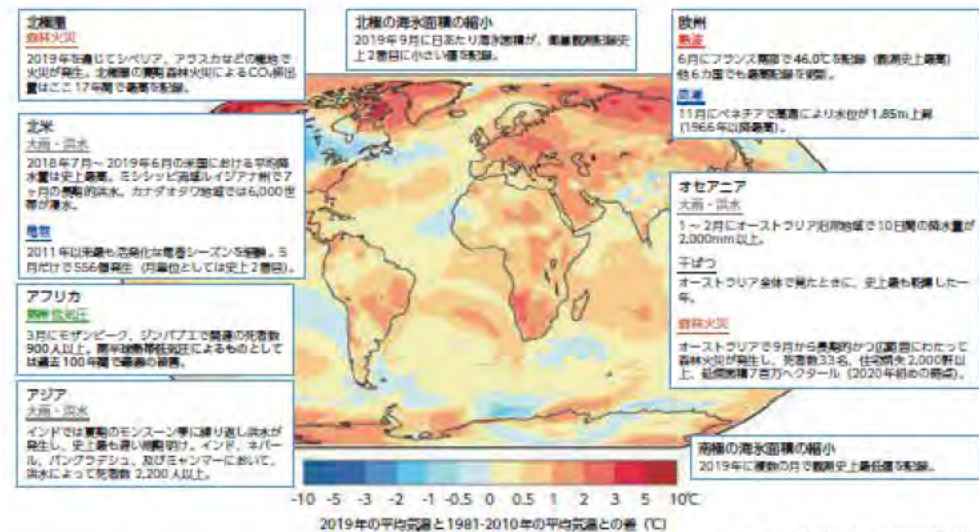
・ESG（Environment、Social、Governance）投資の拡大

今後の方向性

- 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（令和元年6月11日閣議決定）」に基づき、ビジネス主導で非連続なイノベーションを通じて環境と成長の好循環を加速し、環境ビジネス分野で雇用を創出し、脱炭素社会、循環経済、分散型社会への移行を加速させるべく国内外の取組を強化していく。

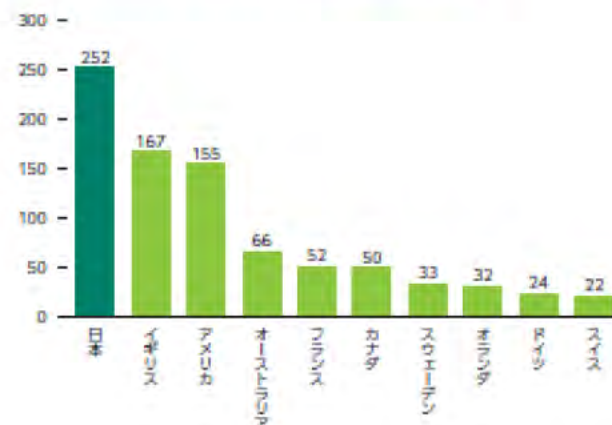
参考

2019年の世界各地の異常気象



出所：令和2年度環境白書

TCFD参加企業数



※ TCFD: Taskforce on Climate-related Financial Disclosures

出所：令和2年度環境白書

6-1. エネルギー・環境②

今後の取組

1. 強靱かつ持続可能な電気の供給体制の確立

電気事業法の改正

- ・電力広域基幹が全国的な送電網整備のマスタープランを策定・
- ・送電網の整備費用の一部を電力料金に上乗せすることを認める。
- ・「レベニューキャップ（収入上限）」を承認することを前提に、その枠内であれば、送配電事業者が託送料金を柔軟に変更できる制度の創設。
- ・送配電網の増強や鉄塔の計画的な更新など必要な送配電投資を着実に実施するとともに、コスト効率化にも取り組むよう促す。

分散型電源

- ・分散型電源を束ねて供給力として提供する事業者（アグリゲーター）を法律上位置付ける。
- ・分散型電源の更なる普及、地産地消型エネルギーシステムの推進を図る。

再エネ特措法の改正

- ・固定価格買取制度（FIT）に加えて、市場価格に一定のプレミアムを上乗せして交付する制度（FIP制度）を創設。

原子力

- ・原子力規制委員会によって世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、立地自治体等関係者の理解と協力を得つつ、原発の再稼働を進める。
- ・人材・技術・産業基盤の強化に着手し、安全性等に優れた炉の追求など将来に向けた研究開発も推進。

2. エネルギーを巡る課題への対応と今後のエネルギー戦略の在り方

新たな議論の場

- ・エネルギーを巡る課題への対応を含めた今後のエネルギー戦略の大きな方向性について、気候変動、安定供給、コストのバランスを踏まえつつ、未来投資会議に新たに議論の場をお受け、大所高所から骨太のビジョンを検討。

※ 再エネ特措法：正式名称は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」。今回の改正により、名が「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に2022年4月1日から名称変更。



6－1．エネルギー・環境③

今後の取組

2．エネルギーを巡る課題への対応と今後のエネルギー戦略の在り方

革新的環境 イノベーション戦略

・「革新的環境イノベーション戦略」に基づき、世界のカーボンニュートラル、更には過去のストックベースでのCO2削減（ビヨンドゼロ）を可能とする革新的技術の2050年までの確立を目指し、研究開発を行う。

※ 柔軟・軽量・高効率な太陽光発電、超臨界地熱、浮体式洋上風力、CO2フリーの水素製造コスト1/10、CCUS（Carbon Capture Utilization and Storage）、カーボンリサイクル、次世代蓄電池、水素還元製鉄、人口光合成等を用いたプラスチック製造、バイオジェット燃料・合成燃料等

新国際資源戦略・ 国産資源開発

・新国際資源戦略に基づく資源外交や権益確保、メタンハイドレード、海底熱水鉱床、レアアース泥等の国産資源開発を推進。

3．グリーンファイナンスの推進

TCFDガイダンス の拡充

・TCFDガイダンス（気候変動財務情報開示に関するガイダンス）の業種追加・事例拡充。

※ TCFD: Task Force on Climate-related Financial Disclosures

4．ビジネス主導の国際展開、国際協力

環境インフラ の国際展開

・脱炭素、廃棄物処理、リサイクル、生活排水処理分野等の環境インフラの国際展開を推進。

5．産業・運輸分野での取組

モビリティとエネルギー インフラの融合

・電動車の蓄電・給電機能等の活用によるモビリティとエネルギーインフラの融合の実証やインフラ整備と災害時の円滑な活用を進める。

6．地域・暮らし・福島新エネ社会構想・「気候変動×防災」

ゼロカーボンシティ

・2050年までのCO2排出実質ゼロ表明自治体（ゼロカーボンシティ）の合計人口6500万人（日本の人口の過半数）を実現。

気候変動×防災

・「気候変動×防災」の観点で、遊水効果を持つ湿地などの自然生態系を活用した防災減殺、廃棄物処理施設で生じたエネルギーの有効活用による災害時のレジリエンス強化等を推進。

6-2. 海洋①

背景・課題

- ・我が国の領海や排他的経済水域を含めた周辺海域を取り巻く安全保障上の情勢は一層厳しさを増し、我が国の海洋権益はこれまでにない深刻な脅威・リスクにさらされている。
- ・海洋資源開発や海洋エネルギー開発への期待が高まる一方、気候変動や海洋ごみ等の課題が顕在化し、国内外における海洋環境の保全に対する関心が高まっている。

【海のデータ連携の推進に当たっての検討課題】

- 海のデータ利用者のニーズに応じていく仕組みの整備が必要
- 民間事業者、地方公共団体等へ、すそ野を広げる必要

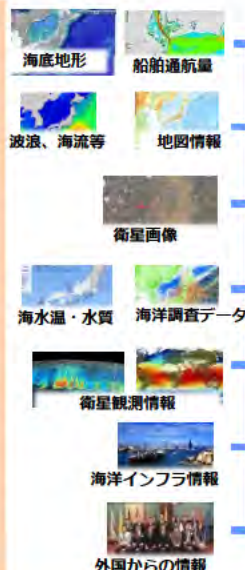
目指す社会

- ・事態対処に当たっての迅速な判断・情報共有と効果的・効率的な海洋政策の推進
- ・海の成長産業化や新たな産業の創出

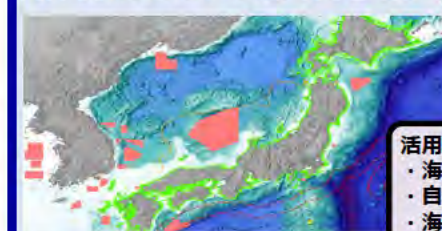
取組の事例

海洋状況表示システム（海しる）

海上保安庁、気象庁、国土地理院、海洋・宇宙関係機関等



海洋状況表示システム「海しる」



<海上保安庁が整備・運用>

政府関係機関等連携の下、
200項目以上の情報を集約し提供

平成31年4月運用開始

- 活用分野
- ・ 海上安全
 - ・ 自然災害対策
 - ・ 海洋産業振興
 - ・ 海洋環境保全
 - ・ 研究開発
 - ・ 国際連携協力

海のデータ連携の推進に当たっての今後の具体的な取組

- データ提供者と利用者との間でのマッチングを図るための、要望を受け付ける機能の整備、民間事業者・地方公共団体等との連携を強化、フォーラム等を通じた連携の強化
- 水温等のリアルタイム情報の充実強化
- データ共有ルール（API連携の規格、データフォーマット等）の統合・標準化をガイダンスの作成等により推進
- マッチングの推進や、海洋予測精度の向上等により、新たな産業を創出



フォーラムの開催



海象リアルタイム情報の提供

海しるAPI規格



規格の標準化

6-2. 海洋②

今後の取組

海洋状況把握の能力強化

- ・経済安全保障や海洋関連産業の成長産業化の観点から、海洋状況把握の能力強化（海洋情報の収集能力及び集約・共有体制の強化）を図る。具体的には、航路設定の最適化や漁場の探索精度等の向上に向けて、海水温、海流、船舶通航量等の海のデータの活用・官民での共有を図るとともに、北極域研究船に関する取組の推進等を図る。
- ・国際連携・協力を推進する。

諸外国との海洋産業協力の深化

- ・諸外国との海洋産業協力の深化として、シーレーン沿岸国との関係強化の観点から、主要港湾等への開発運営に係る協力を戦略的に推進するとともに、安定的な国際海上輸送確保のため、我が国外航海運業・造船業の国際競争力強化の取組をさらに推進する。

北極

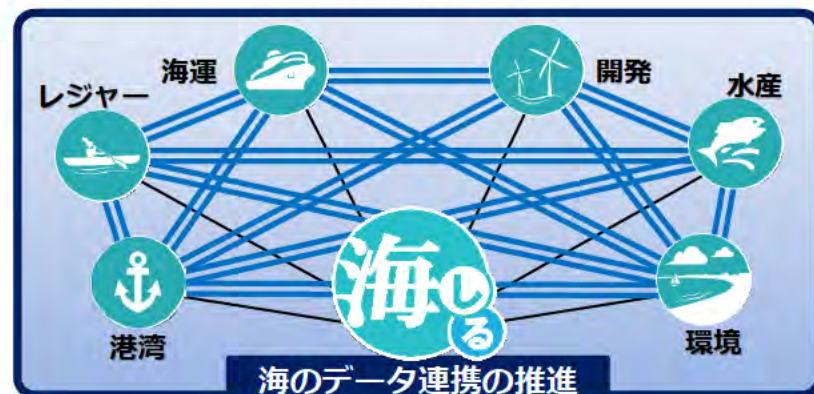
- ・北極域研究船に関する取組の着実な推進をはじめ、北極域研究加速プロジェクトや国際協力等に取り組む。

海洋資源

- ・海洋資源開発を進める。

海のデータ連携の推進

- ・海のデータに関し、海洋状況表示システム（海しる）の利便性を向上させるとともに、海洋の関係者（国・自治体、海運・水産・資源開発等の民間事業者）間でのデータの共有・活用を推進するため、2022年度までに海のデータ連携を着実に進める環境が整うよう、以下の取組を一体的に進める。
 - 「海しる」において、海運・水産・資源開発の民間事業者等の海のデータの利用者からデータの要望を受け付ける機能を2020年度中に設けるとともに、海水温や海流等のリアルタイム情報等の充実を図る。
 - 海のデータに関するAPI連携やデータの標準化に関するルールを策定し、関係者間でのデータ活用を促す。
 - これらのほか、海のデータやニーズを有する民間団体・自治体とのネットワークの構築、官民関係者が参加するフォーラムの開催、「海しる」へのデータ登録の働きかけ、「海しる」のAPIの公開等を行う。



6-2. 宇宙①

背景・課題

- 我が国の安全保障や経済社会における**宇宙システムの役割は増大**。宇宙活動は**従来の官主導から官民共創**の時代を迎え、広範な分野で宇宙の利用による産業の活性化が図られている。
- 宇宙探査の進展により、**人類の活動領域は月面、更に、深宇宙へと拡大**しつつある。
- 宇宙は**科学技術のフロンティア**として、また、**経済成長の推進力**として、その重要性を増している。

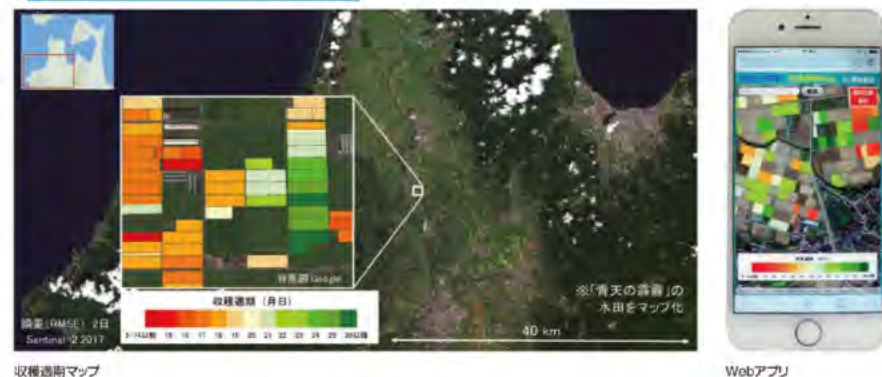
目指す社会

我が国の宇宙活動の自立性を支える**産業・科学技術基盤を強化**し、安全保障、災害対策・国土強靱化や地球規模課題の解決への貢献、新たな知の創造、経済成長とイノベーションの実現等に向け、**宇宙利用を拡大**。

利用拡大と基盤強化が好循環する
「自立した宇宙利用大国」を目指す。

取組の事例

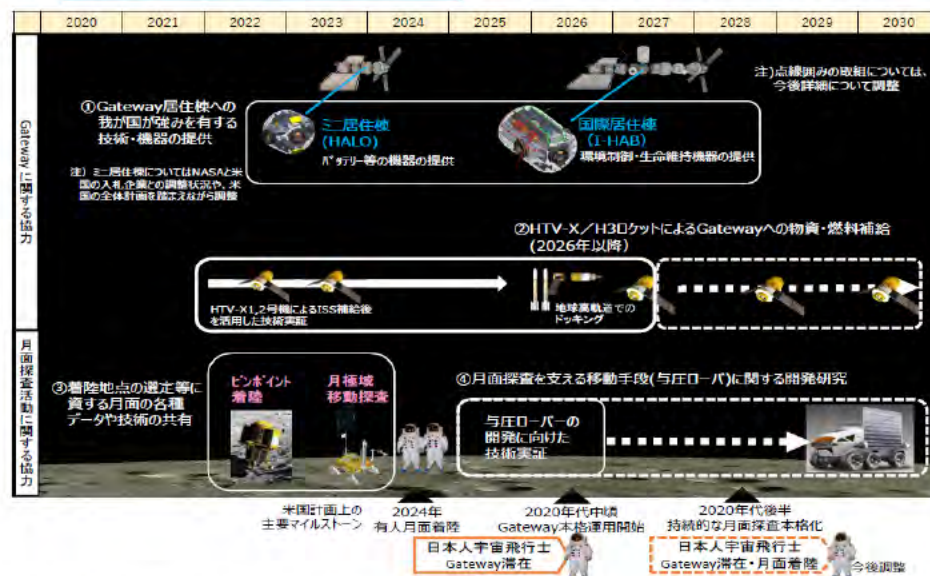
衛星データの利用



衛星データから米の収穫日を予想して、収穫時期を色分けし、生産を効率化

アルテミス計画への参画

※月探査における協力取組方針イメージ



日本は、2019年10月に国際宇宙探査計画（アルテミス計画）への参画を決定

6-2. 宇宙②

今後の取組

本年6月に閣議決定された「宇宙基本計画」に基づき、以下の施策を通じて、宇宙開発や利用の拡大を図る。

■アルテミス計画への貢献

- ・我が国が強みを有する環境制御・生命維持技術などの有人滞在技術や物資補給等で貢献。日本人宇宙飛行士の活躍機会の確保や将来的な月面での資源開発等を目指して、持続的な探査活動に必要な基盤技術開発を推進。

■衛星データの利用拡大の促進

- ・公共性の高い政府衛星データについて、民間事業者等が行う衛星データ販売事業を阻害しないよう留意しつつ、加工や解析が容易な形式でデータを無償提供することで衛星データの利用を拡大。
- ・G空間プロジェクト、政府衛星データプラットフォーム「Tellus」のデータ・解析ツールの拡充等を推進。
- ・各省庁による衛星データの積極的な利用を促進。自治体との協働を強化し、地域における衛星データ利用を推進。
- ・準天頂衛星システムの7機体制の確立及び機能・性能の向上等を着実に推進。電子基準点網の着実な運用とともに、多様な分野で実証事業を進め、社会実装を加速。

■新たな宇宙ビジネスの制度環境整備

- ・サブオービタル飛行について、民間企業の動向を踏まえ、新たな宇宙ビジネスを展開するための制度環境整備を進める。
- ・民間事業者等による月面を含めた宇宙空間の資源探査・開発等についての必要な制度整備を検討。
- ・スペースデブリ除去技術の実証に向けた研究開発等に取り組む。

■宇宙開発利用の拡大に向けた革新的な技術開発等の推進

- ・省庁横断・産学官連携による開発・実証体制を2020年度中に構築し、量子暗号通信等の基盤技術開発や超小型衛星によるアジャイル開発等を行う。
- ・基幹ロケットH3の開発、抜本的な低コスト化等を実現する将来宇宙輸送システムの研究開発に取り組む。
- ・宇宙安全保障や宇宙科学・探査のための先端技術開発を強化。新産業創出等を牽引する専門人材の育成を進めつつ、開発成果の産業分野への転用を図る。

■ベンチャー等からの調達の拡大促進

- ・国等のプロジェクト（スペースデブリ除去等）において、ベンチャー企業を含めて民間企業からの調達を拡大することで、宇宙産業の裾野を広げる。

6-3. スマート公共サービス①

背景・課題

- ・行政手続の簡素化、オンライン化が命題
- ・法令上と慣行上において、官・民、民・民手続きの両方でまだ押印作業が残っており、本当に押印が必要なのかを含めて整理が必要
- ・日本の事業環境の更なる改善が必要（G20内8位*）

*世界銀行のビジネス環境ランキング（2019年10月公表）

目指す社会

- ・各種行政サービスのデジタル化
デジタル3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクティッド・ワンストップ）に沿って、官民の情報が連携することによる手続の自動化、効率化
- ・対面・書面・押印を求める規制・慣行の見直しにより、テレワークを含む民間の経済活動等のデジタル化
- ・事業を取り巻く行政手続等の改革により、世界で一番企業が活動しやすい国を実現

先進事例

国内民間サービスの取組例



- ・行政手続きがオンラインで完結
- ・住民票取得の手数料もスマホでキャッシュレス化
- ・マイナンバーカードの本人認証もアプリで完了



- ・行政手続書類の作成支援
- ・いつでも、どこからでも、簡単に
- ・新創業融資申請の事業計画書を簡単操作で自動作成



- ・ペーパーレスな人事・労務事務
- ・行政への手続も1クリックで完了

6-3. スマート公共サービス②

今後の取組



① デジタル・ガバメントの推進

- ・「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、デジタルインフラの整備及び運用に係る予算の一括要求、クラウドサービス利用の徹底等を含めた**政府情報システムの一元的なプロジェクト管理の強化、ワンストップサービスの推進**などを実行。また、国家公務員のテレワーク環境の整備、行政におけるネットワーク環境の再構築などを進める。
- ・民間アプリ会社と連携して子育て手続をデジタル化し、子育て世帯の負担軽減や自治体の業務効率化を実現する「**子育てノンストップサービス**」について、ロードマップに基づき、まず児童手当の現況届と定期の予防接種を対象に**2023年度からの全国展開**に向けて取り組む。

② 地方公共団体のデジタル化の推進

- ・各地方自治体の情報システムについて、国が主導して進めている**標準化の取組みを着実に進める**とともに、セキュリティの基準を含め、情報システムの標準化について総合的な対応を検討し、早期に結論を得る
- ・地方公共団体の効率性・利便性の向上とセキュリティの確保の両立を実現する観点から、これまでの「**三層の対策**」について**所要の見直し**を行う。

6-3. スマート公共サービス③

今後の取組



③世界で一番企業が活動しやすい国の実現

1. 法人設立手続きのオンライン・ワンストップ化

- ・会社設立手続きにおける全手続きのオンライン・ワンストップ化、2021年2月目途にサービス拡大

ワンストップ化

- ・定款認証から登記後の手続きまで、**1つのシステムで1回の操作**で手続きが完了

完全オンライン化

- ・データ共有による**添付書類ペーパーレス化、印鑑届出任意化**

商業登記
電子証明書

- ・法人保有の一般化に向け、取得・利用時の**負担軽減や利便性を改善**

2. 税・社会保険手続きの電子化・自動化

ワンストップ化

- ・税・社会保険手続きのオンライン・ワンストップ化

各種申告書
入力自動化等

- ・社会保険料やふるさと納税に関する控除証明書等、**控除・収入関係書類の電子化**を目指したロードマップ策定

電子申請・
納税の促進

- ・地方税共通納税システムにより、**申告・納税事務を一括してオンライン化**、電子納税の普及・促進

3. 裁判手続等のIT化の推進 ※司法府による自律的判断を尊重

全面IT化

- ・オンライン申立て、訴訟記録の電子化、訴状の電子送達、手数料等の電子納付、双方不出頭の非対面での期日等を実現

ODRの推進

- ・オンラインでの非対面・遠隔での相談や手続きの実施等に関する検討

4. 貿易手続・港湾物流手続の改善

データ連携
基盤の構築

- ・港湾に関する手続や情報の電子化のため、**港湾関連データ連携基盤を構築**

5. 不動産関連情報・サービスのデジタル化

不動産取引
のオンライン化

- ・固定資産評価額の証明書取得・提出の慣行廃止
- ・売買取引における**ITを活用した重要事項説明（IT重説）**の本格運用に向けた制度整備
- ・不動産取引における**重要事項説明書等の電磁的方法による交付等**に向けた、宅建業法の関連規定の改正措置

土地関連情報・サービスの
デジタル化

- ・地域の不動産市場の動向を面的に表示できるようにするためのモデル構築・ガイドライン策定
- ・土地に関する**各種台帳の情報連携を実現**

6-3. スマート公共サービス④

今後の取組



④対面・書面・押印を求める規制・慣行の抜本的な見直し

1. 押印や書面提出等の制度・慣行の見直し

- ・特に、金融機関における各種手続について、金融業界全体で慣行を見直し、**対面・書面・押印の不要化や電子化の推進**

2. 民間の商慣行等による手続きの考え方の整理

- ・押印に関する法律の規定の意味、押印を廃止した場合の懸念点に応える考え方等を示す
- ・電子署名法における**電子署名の解釈の明確化**、周知

3. 行政手続の見直し

- ・原則として、書面・押印・対面が求められている全ての行政手続等について、2020年中に必要な見直しを行う

4. オンライン化、ワンストップ・ワンスオンリー化の推進

- ・原則として、**対面や押印の不要化**
- ・申請書類の可能な限りの縮減
- ・法人データ連携基盤（Gビズコネクト）による**情報連携等の加速**

5. 行政機関等の内部手続の見直し

- ・官民を通じた**業務プロセス全体を見渡した業務見直し**
- ・特に、会計について、契約書を除いて**押印廃止**、契約書については**電子的手段の利活用促進**

⑤マイナンバーカードの普及、利活用の促進

1. 安全・安心で利便性の高いデジタル社会の実現

- ・行政手続の**オンライン完結を大原則**
- ・国民にとって使い勝手が良くなるよう抜本的な対策を講じる
- ・マイナンバー制度及び国地方を通じたデジタル基盤の構築に向け工程を具体化

2. 各種カード等のデジタル対応、普及、利活用の促進

- ・健康保険証：マイナンバーカードと一体化
- ・PHR：健康データを一覧性をもって提供できるよう取り組む
- ・e-Tax等：申告書への自動入力できる情報を順次拡充
- ・在留カード：マイナンバーカードとの一体化を検討
- ・運転免許証：発行手続やシステム連携の在り方等の検討
- ・自動車検査証及び自動車検査登録手続：デジタル化の推進
- ・マイナポイントによる消費活性化策の実施
- ・QRコード付きのカード申請書の再送付等

3. 公金受取手続の簡素化・迅速化

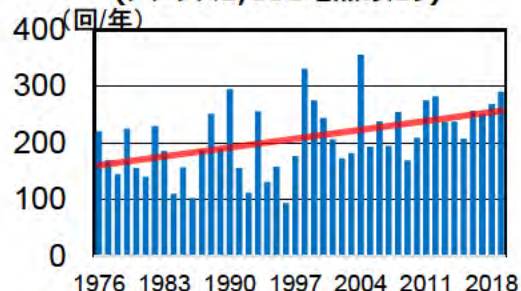
- ・公金振込口座の設定
公金の受取手続の**簡素化・迅速化**に向け、マイナポータル等を活用した環境整備を進める
- ・預貯金口座へのマイナンバー付番の在り方検討
 - 災害等の緊急時や相続時に**デジタル化**のメリットを享受できる仕組みを構築
 - 公平な全世代型保障を実現

6-4. 次世代インフラ（インフラ分野の生産性向上）①

背景・課題

- ・全国各地で降水量が観測史上最高を記録するなど、自然災害が頻発・激甚化
- ・建設業者は、災害時には、最前線で地域社会の安全・安心の確保を支える「地域の守り手」
- ・今後60歳以上の高齢者の大量離職が見込まれる一方、若手の入職者数は不十分

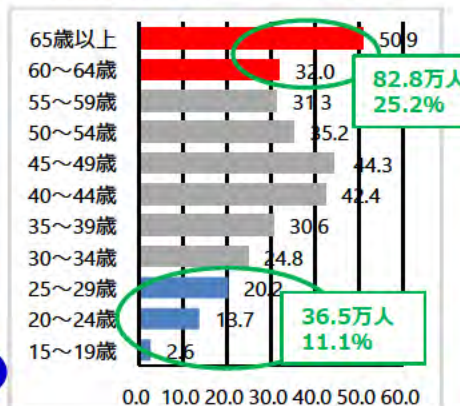
1時間降水量50mm以上の年間発生回数
(アメダス1,000地点あたり)



1976~1895 平均 174回
約1.4倍
2010~2019 平均 251回

(出典) 未来投資会議 産官協議会「次世代インフラ」(第1回) (2020.2.12) 資料3より事務局作成

年齢階層別の建設技能労働者



目指す社会

- ・生産性向上や処遇改善を通じた働き方改革により、全国の建設現場を新3K（給与が良い、休暇がとれる、希望がもてる）の魅力ある現場に劇的に改善

取組の事例

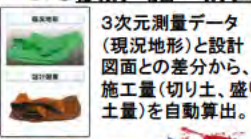
ICT施工

①ドローン等による3次元測量



ドローン等による写真測量等により、短時間で面的(高密度)な3次元測量を実施。

②3次元測量データによる設計・施工計画



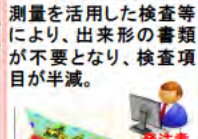
3次元測量データ(現況地形)と設計図面との差分から、施工量(切り土、盛り土量)を自動算出。

③ICT建設機械による施工

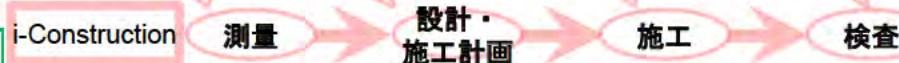


3次元設計データ等により、ICT建設機械を自動制御し、建設現場のIoTを実施。

④検査の省力化



ドローン等による3次元測量を活用した検査等により、出来形の書類が不要となり、検査項目が半減。



(出典) 未来投資会議 産官協議会「次世代インフラ」(第1回) (2020.2.12) 資料3より事務局作成

建設キャリアアップシステム

※システム運営主体
(一財) 建設業振興基金

技能者情報等の登録

事業者情報、現場情報



技能者情報



カードの交付・現場での読取

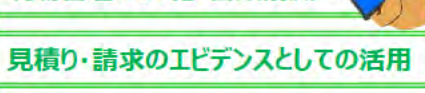


技能者にカードを交付

技能者の経験の見える化・能力評価



現場管理のIT化・書類削減



見積り・請求のエビデンスとしての活用



施工実績DB・ビッグデータとしての活用

(出典) 未来投資会議 産官協議会「次世代インフラ」(第1回) (2020.2.12) 資料4より事務局作成

6-4. 次世代インフラ（インフラ分野の生産性向上）②

今後の取組



2025年度までに建設現場の生産性の2割向上を目指す

建設キャリアアップシステムの完全実施

- ・建設キャリアアップシステムの2023年度からの完全実施を官民一体で目指す
- ・マイナンバーカード・マイナポータルとの連携による申請手続の簡素化や資格証の一体化を実現
- ・外国人建設労働者の効率的な就労管理のため、同システムと外国人就労管理システムの間で情報を共有

AIなどの基幹技術の導入によるi-Constructionの取組の加速化

- ・建設現場を遠隔・非接触の働き方へ転換するなどインフラ分野のDXを推進
 - －5G等を活用した無人化施工技術の試行導入
 - －音声・映像を活用した遠隔での監督検査の試行へ着手
- ・産学官連携による監督・検査基準などの基準類の見直し
- ・中小企業や自治体へのICT施工の裾野拡大を図る
 - －維持修繕分野へのICT施工の拡大
 - －施工プロセスで3次元データを部分的に活用する「簡易型ICT活用工事」の導入
 - －ICT導入の助言を行う人材の育成



国土と交通に関する統合的なデータプラットフォームを構築

- ・プロトタイプ版である「国土交通データプラットフォーム1.0」（2020年4月公開）について、機能の改良や各省庁・民間等の保有するデータとの連携の拡大、要素技術の開発等を実施

2023年までに小規模を除く全ての公共事業でBIM/CIMを活用

- ・3次元データの国際標準であるIFC5を踏まえた国内基準等を整備
- ・BIM/CIM技術者の活用に向け、認定資格制度等を検討
- ・官民が発注する建築設計・工事に試行的にBIMを導入し、効果検証や運用上の課題抽出等、BIMの普及に向けた方策の検討

5Gを活用した無人化施工イメージ



6-4. 次世代インフラ（PPP/PFI手法の導入加速）①

背景・課題

- ・本格的な少子・高齢社会が到来する中で、
質の高い公共サービスを提供する必要
- ・国及び地方の財政が非常に厳しい中で、
財政の効率性を高める必要

PPP/PFI※の活用により、民間投資を喚起するとともに、民間の資金・能力・ノウハウ等を活用

真に必要な公共施設等の整備等と財政健全化の両立を図る

(※) PPP : Public Private Partnership (官民連携事業)
PFI : Private Finance Initiative (民間資金等活用事業)

目指す社会



公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率的・効果的・良好な公共サービスを実現

これにより、

- ・新たなビジネス機会を拡大し、**地域経済の好循環を実現**
- ・公的負担の抑制を図り、**経済・財政一体改革に貢献**

公共施設等運営権方式の活用事例

下水道運営事業（静岡県浜松市）

- ・2018年4月から運営事業を開始（事業期間20年）。
- ・修繕等の内製化による保安全管理費の削減（▲40%）、
運転管理の最適化によるエネルギー消費原単位の改善（▲2.4%）、
投入薬品の節約による環境負荷の低減（消臭剤▲5.6%）等の効果を上げている。

成果連動型民間委託契約方式の活用事例

SIBを活用した健康ポイント事業（岡山県岡山市）

- ・運動、栄養・食生活、社会参加に関するサービスを提供する健康ポイント事業を実施（2018年度～2022年度：5年間）

成果指標

2019年度 参加登録者数15,000人
2020年度 生活習慣改善の意識がある参加者割合80%
2021年度 週2回以上の継続者数9,000人
2022年度 健康状態の改善率

大腸がん検診の受診勧奨事業（沖縄県浦添市）

- ・大腸がん検診受診勧奨の実施により、約42%の受診率向上。
（2019年8月～2020年1月：8ヶ月間）

成果指標 大腸がん検診受診者500人増加
実績 921人増加にて目標達成

6-4. 次世代インフラ（PPP／PFI手法の導入加速）②

今後の取組



・空港、上下水道、道路、文教施設、公営住宅などの重点分野のコンセッション※₁の取組、樹木採取権制度※₂の活用を推進

「PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改訂版）」のコンセッション重点分野について、数値目標達成に向けた取組を推進

- ・PFI法を改正し、コンセッション事業者が、施設の維持管理に限らず、事業に密接に関連する建設、製造等を実施可能な旨を明確化
- ・上下水道事業について、案件毎のサービスレベル等を横並びで比較するためのベンチマーキングの導入の可否を検討
- ・スタジアムやアリーナ施設の整備や改築について、公共施設等運営権制度の活用手法や国による支援手法を検討
- ・樹木採取権制度について、国有林野からの必要供給量及び樹木採取権の存続期間を、マーケットサウンディングを踏まえて検討
- ・公共施設等運営権制度の活用案件における民間ならではの創意工夫を整理し、自治体に対して提供

・成果連動型民間委託契約方式の普及促進

成果連動型民間委託契約方式（Pay For Success、PFS）：
行政の財政コストを抑えながら、民間のノウハウ等を活用し、社会的課題の解決や行政の効率化等を実現する仕組み

・関係府省によるPFSの取組や、PFSアクションプランの順守の状況をモニタリングするため、民間の実務家を交えたフォローアップを実施

・まちづくりや就労支援分野など、重点分野（医療・健康、介護、再犯防止）以外の分野についても、案件形成支援や好事例の横展開を実施

・アベイラビリティペイメント方式※₃の定義と、活用方法を記載したガイドラインを策定

・利用料金の生じないインフラにおけるアベイラビリティペイメント方式について、定義と活用方法を記載したガイドラインを策定

（※1）公共施設等の管理者等が所有権を有する公共施設等について、民間事業者が運営等を行い、利用料金を自らの収入として収受するもの

（※2）今後供給量の増加が見込まれる国有林材の一部について、一定期間・安定的に樹木を採取できる制度

（※3）維持管理等の成果に応じて予め設定した委託費を変更する仕組み

6-5. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現①

背景・課題

- ・農林漁業者が減少する中、新型コロナウイルス感染症に伴う急激な人手不足や新たな国際環境に対応し、農林水産業の生産を維持・発展させていく必要
- ・ICT等の先端技術の活用や、人材の育成、農地の集積・集約化等とともに、バリューチェーンにおける改革や輸出の促進などにより、農林水産業の競争力と食料安全保障を強化

目指す社会

- ・最先端技術とデータを駆使し、農林水産業の生産性を飛躍的にアップ



- ・マーケットインの発想でデータをつなげ、バリューチェーン全体で利益を高めていく

人口減少下においても
力強い農林水産業の実現

先進事例

農業分野にICTを積極導入

ドローン×農業

(株) オプティム

- ・ドローンを無償で農業者に貸与し、生産された作物をオプティムが全量買取り。
- ・減農薬作物として付加価値を付けて販売し、得られた利益を農業者に還元する新たなビジネスモデルを実施（市場価格の約2～3倍で販売）。

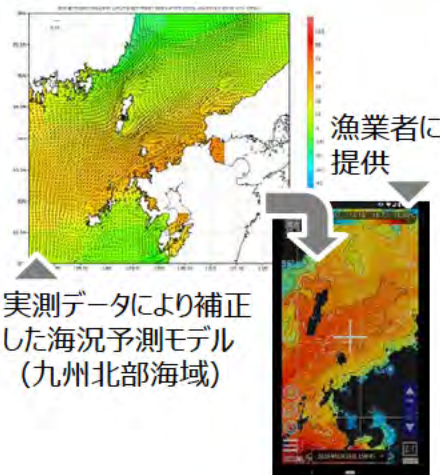


自動飛行でピンポイント農薬散布

海況予測モデルを活用した水産業支援

予測モデル×水産業

九州大学



- ・九州北部の沿岸海域の海況予測モデルを、気象データ（気温、風）や人工衛星データ（海水温）などを基にスーパーコンピュータを活用し作成。

- ・80隻以上の沿岸漁船から同海域の実測データ（海水温、塩分、海流）を入手し、当該海況予測モデルを補正。

- ・漁業者は、補正された海況予測モデルにより予測された海水温や海流の情報を活用し、漁場を推測。

6-5. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現②

今後の取組



1. 農業改革の加速

- ・生産性の向上、人材の育成等や農地の集積・集約化等を通じた生産現場の強化
- ・バリューチェーンにおける改革の推進
- ・スマート農業の推進

2022年度までに スマート農業の本格的な現場実装を着実に進める環境の整備

2025年までに 農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践

地域や品目の空白領域における研究開発の優先実施

スマート農業技術の生産から出荷までの一貫した体系としての実証

スマート農業技術のフォーラム等を各地で開催

全普及指導センターによる相談対応（2022年度）

スマート農業に対応した農業農村整備や情報ネットワーク環境整備

「農業データ連携基盤」のバリューチェーン全体への拡大

・農業支援サービスの育成・普及

2021年度までに 収穫作業を行うロボットや農薬散布を行うドローンなど先端技術等を活用した農業支援サービスの育成・普及を図る環境の整備

2025年までに 農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手の8割以上が実際に利用

必要な資金の提供体制の整備や、保険の充実について検討

農業大学校生等に紹介するポータルサイトを整備し、人材を確保（2020年度）

農業支援サービスの発信内容を標準化するためのガイドラインを作成（2020年度）

農業者の作業工程を見える化し農業経営に合った農業支援サービスを選択

2. 輸出の促進

- ・農林水産物・食品輸出促進法に基づき、海外規制の緩和・撤廃に向けた協議や施設の認定の加速化等を政府一体的に推進
- ・各種輸出証明書の申請及び交付をワンストップで行えるシステムについて、全ての輸出証明書に拡大
- ・「農林水産物・食品輸出プロジェクト」（GFP）の優良事例の発信、グローバル産地づくり、コールドチェーンの確保等を実施

3. 林業改革

- ・森林組合間の連携手法につき多様化した仕組みを創設（2021年度）
- ・改正国有林野管理経営法に基づき、樹木採取権のパイロット的な設定の開始とともに、マーケットサウンディングを実施
- ・伐採・運搬、造林等の作業を遠隔・自動で行う機械等の開発
- ・森林等の情報を共有できる森林クラウドを立ち上げ、データ連携可能なICT生産管理システムの民間事業者への導入を促進

4. 水産業改革

- ・改正漁業法に基づき、TAC対象魚種について、MSYの実現を目標とした管理を基本とし、漁獲量ベースで8割まで拡大
- ・漁海況予測システムの開発・実証や、漁労作業等の自動化・省力化等に向けた技術の開発・実証
- ・作業の自動化・省力化や商品の高付加価値化に取り組む水産バリューチェーンの優良事例の構築
- ・水産業データ連携基盤(仮称)の構築・稼働（2020年）

6－6、6－7．疾病・介護の予防／次世代ヘルスケア ①

背景・課題

・人生100年時代の到来

人生100年時代の安心の基盤は「健康」。健康無関心層を含め、エビデンスに基づく予防・健康づくりの取組促進が重要

・新型コロナウイルス感染症の拡大、少子高齢化に伴う医療・介護需要の拡大

新型コロナウイルス感染症の拡大、少子高齢化の進行に伴う医療・介護需要の拡大と人手不足の進行に対応するため、技術革新を活かし、費用対効果の高い「全体最適」な形での医療・介護の質・生産性の向上、働き方改革の推進が急務

目指す社会

・生涯にわたる健康づくり・疾病・介護予防の推進

- －保険者の予防・健康づくりの取組を促進
- －個人の行動変容につなげる取組を更に強化

・新型コロナウイルス感染症への対応、医療・介護の質・生産性の向上、働き方改革

- －ICT、ロボット、AI等の技術革新やデータのフル活用
- －書類削減、業務効率化、多様な人材の活用
- －新型コロナウイルス感染症の検査体制・治療体制の強化や治療薬・ワクチンの開発・普及、戦略的な国際共同研究等を早急かつ強力に推進

今後の取組



1．人生100年時代を見据えた健康づくり、疾病・介護予防の推進

保険者
インセンティブ

・各医療保険者のインセンティブ措置を強化。評価指標や配点の見直しにより、保険者による健康づくり、疾病・介護予防の取組を促進

個人の行動
変容

・ナッジ理論等を活用した検診受診率向上に向けた取組の影響分析、リスクに応じた検診の実現に資する科学的根拠の集積を推進

早期発見

・難治性がん等について、血液や唾液等による簡便で低侵襲な検査方法や治療法の開発を推進。罹患数の多いがんについて簡便で高精度な検査方法の実証実験を開始

コラボヘルス、
健康経営

・「健康投資管理会計ガイドライン」を踏まえ、企業等の健康投資のインセンティブ措置の導入を見据え、資本市場等で活用可能な健康経営に係る情報開示の在り方等を策定

民間サービス

・ヘルスケアサービスの品質確保のため、業界自主ガイドライン等の策定を支援

介護予防

・介護保険者等のインセンティブ措置を強化。評価指標や配点の見直しによる介護保険者等の健康づくり、疾病・介護予防の取組を促進

認知症施策

・「共生」と「予防」を柱とした総合的な認知症施策を「認知症施策推進大綱」に基づき推進

誰もがより長く健康で活躍でき、安心して
医療・介護サービスを受けられる社会へ

6-6、6-7. 疾病・介護の予防／次世代ヘルスケア ②

今後の取組



2. 健康・医療・介護サービス提供の基盤となるデータ利活用の推進

オンライン
資格確認

・マイナンバーカードを健康保険証としても利用可能に

情報連携

・患者の保健医療情報を全国の医療機関等が確認できる仕組みを構築

PHR※

・マイナポータル等を通じ、個人の健診や服薬履歴等を一元的に把握する仕組みの構築

※ Personal Health Record

ビッグデータの
活用

・NDBと介護DBの連結解析を稼働し、幅広い主体の利活用を可能に

NDB：レセプト情報・特定健診等情報データベース

介護DB：介護保険総合データベース

3. ICT、ロボット、AI等の医療・介護現場での技術活用の促進

オンライン
医療

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた時限的措置の検証結果等に基づき、オンライン診療、オンライン服薬指導の見直し等の必要な検討を実施

科学的介護

・高齢者の状態、ケアの内容等のデータを収集・分析するデータベースを構築し、科学的に効果が裏付けられた介護を推進

ロボット、センサー、AI等

・100歳まで健康不安なく人生を楽しめる社会の実現などの2040年を展望した中長期ビジョンを見据え、ムーンショット型研究開発を推進

ゲノム医療

・全ゲノム解析等により得られた全ゲノム情報等と臨床情報とを集積し、産学の関係者が幅広く創薬や治療法の開発等に分析・活用できる体制を整備

4. 医療・介護現場の組織改革や経営の大規模化・共同化

働き方改革

・介護現場の働き方改革の観点から、効率的な勤務管理機能の実装のため、Wi-Fi環境の整備、タブレットの導入を強力に推進

5. 日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化

研究開発の
推進

・「健康・医療戦略」等の下、モダリティ等を軸とした「統合プロジェクト」で、基礎から実用化まで一貫した研究開発を推進

国際展開等

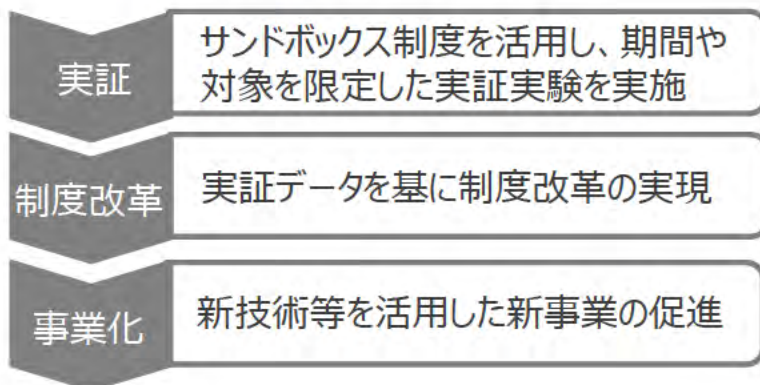
・新型コロナウイルス感染症の検査体制・治療体制の強化や治療薬・ワクチンの開発・普及、戦略的な国際共同研究等を早急かつ強力に推進

6-8. サンドボックス制度の活用①

規制のサンドボックス制度とは

- ・ AI・IoT・ビッグデータ・ブロックチェーンなど革新的な技術やビジネスモデル
→ 期間や参加者を限定し、参加者の同意を得ること等により、**既存の規制の適用を受けることなく、「まずやってみる」ことを許容**
→ 実証で得られた情報を活用して、**規制改革や新技術等の迅速な社会実装を実現**するもの

「まずやってみる」ことにより、
迅速な実証と社会実装の実現



先進事例（サンドボックス認定案件）

Fintech、ヘルスケア、モビリティ、IoT、不動産など、多様な分野で、**15件133者が認定**（2018年6月～2020年5月）。10件が終了。

- 実証の多くは、創業10年未満のベンチャー企業が中心
- 実証計画の認定を契機として、**大企業との業務提携や大規模な資金調達も実現**
- 実証で現行の規制を遵守できることを確認し、**事業化された事例や、主務大臣が実証結果を踏まえて規制の見直しを行った事例も。**

＜認定を受けた実証計画（2020年5月時点）＞

- ・ 通信を高速PLCで行う家庭用機器の実証
- ・ 診断キットとビデオ通話を組み合わせたインフルエンザのオンライン受診勧奨に関する実証
- ・ 仮想通貨と法定通貨の交換の同時履行を行うシステムの実証
- ・ なりすましによる不正なオンライン口座開設の防止に関する実証
- ・ IoTセンサーで堆積状況を把握し、効率的に広域回収する資源リサイクルの実証
- ・ ブロックチェーンを用いて臨床データのモニタリングを行う実証
- ・ 予め登録した救急医療行為への同意を生体認証で確認する実証
- ・ 事故があった後に加入者で分担して保険料を払うP2P保険の実証
- ・ 不動産の賃貸契約時における書面交付の電子化に関する実証
- ・ キャンピングカーを車でなく宿泊等の空間として貸し出す実証
- ・ 電動キックボードのシェアリング事業に関する実証（2件）
- ・ 人力モードへ切替可能な電動バイクの自転車レーン等の走行実証
- ・ 個人が友人等と少額のリスクに対して備えるP2P保険に関する実証
- ・ ラグビー選手等の筋疲労度等を測定する自己採血検査の実証

6－8. サンドボックス制度の活用②

今後の取組

1. 運用の改善

＜現状の課題＞ 法務面での知見の不足や認定の可否に関する懸念が課題。実証計画の申請に至らない事業者も。

➡ 実証実施や規制見直しのニーズが確認された分野で、予め実証を行うための法的論点等を整理、実証を行う事業者を募るなどの方策を検討。

2. 実証後のフォローアップ

主務大臣は、認定した実証の状況や報告を受け、規制の在り方を検討し、その結果に基づいて必要な規制の撤廃・緩和などを講じることとされている。

➡ 革新的事業活動評価委員会は、主務大臣に対して報告を求めるなどにより、検討状況等をフォローアップ。

＜今後、規制の在り方を検討する主な実証＞

○ いわゆる「電動キックボード」

- 走行場所や車両保安基準について検証するための新事業を実施（歩行者等の交通主体の安全性及び快適性を十分に確保することにも留意）。
- さらに、新事業の結果を踏まえ、制度見直しの要否を含め検討。国家戦略特別区域法に基づく特例措置につき、2021年前半目途に結論。

○ 治験データ等と原資料との一貫性が確保できるようなブロックチェーン技術の活用

- その一貫性を確認するためのSDVが求められないことが予め明らかとなるよう、解釈の明確化その他必要な措置を講じる。

3. 制度の継続、拡充の検討

生産性向上特別措置法は、「生産性革命・集中投資期間」である2020年度末までの3年間、革新的な事業活動等を促進し、短期間での生産性向上を目指すもの。施行の日（2018年6月6日）から3年以内に廃止。

➡ 規制のサンドボックス制度の活用実績、課題、規制の見直しニーズ等を踏まえ、制度の継続や拡充を含め検討。検討の結果に基づき必要な措置を講じる。

6-9. 観光・スポーツ・文化芸術①

背景・課題

- ・コロナ禍の影響を見据えた基盤整備や活動強化
- ・地域資源の価値の更なる発掘と磨き上げ
- ・民間投資やビジネスモデルの開拓の不足
- ・交流人口の受け入れ環境の更なる改善の必要性
- ・事業を計画・調整・実施する人材や組織の不足

目指す社会

観光・スポーツ・文化芸術分野の各資源の価値を向上させて活用することで、地域経済の好循環が実現

①観光立国の実現

様々な支援策により雇用の維持と事業の継続に取り組みながら、受入環境整備、コンテンツづくり等を進め、感染の状況等を見極めつつ、国内需要の喚起、インバウンドの回復を図ることで、観光立国を実現

②スポーツ産業の成長産業化

スポーツ団体のガバナンス・収益力向上等による経営改革や、スポーツを核とした地域活性化を推進

③文化芸術資源を活用した経済活性化

文化芸術による経済の好循環の創出や各地の文化芸術資源を核とした地域活性化等により、経済活性化を実現

先進事例

金沢市

- ・広域観光の推進、ナイトタイムコンテンツの充実による滞在の長期化や、観光資源の磨き上げによる旅行者の消費額の向上を図る



日本ハンドボール協会

- ・外部人材を迎え、一般ビジネスの知見・ノウハウを導入
- ・人材会社と連携し、副業・兼業限定のプロフェッショナル人材を採用
- ・ハンドボールの魅力を売り込み、他企業との協働により新事業を創出



八戸ポータルミュージアムはっち

- ・八戸市中心市街地の活性化を目的に、文化・観光・ものづくりなどの視点から地域に賑わいを取り戻す拠点として2011年に開設。
- ・「八戸の中心街をみんなの関心空間に」「八戸の地域資源を再発見」「フラットな交流と対話の場を創出」をコンセプトに、地域に根ざした文化の魅力を再認識させる様々なアートプロジェクトの拠点として、まちの賑わいと文化を創出。(写真：八戸に江戸時代から伝わる伝統武芸「加賀美流騎馬打毬」をモチーフとしたロボコン「はっち流騎馬打毬」の様子)



6－9．観光・スポーツ・文化芸術②

今後の取組

①観光立国の実現

ア) 国内の観光需要の回復と観光関連産業の体質強化

- ・安全安心に旅行ができるよう、観光関連事業者自ら作成した感染拡大予防ガイドラインの実施の徹底を促進
- ・感染の状況等を見極めつつ、宿泊・日帰り旅行商品の割引や地域共通クーポンの発行により観光需要を強力に喚起する「Go Toトラベル事業」を実施
- ・特定の時期に特定の場所に集中しがちな従来の旅行スタイルから転換するため、ワーケーション等の活用など、より安全で快適な新しい旅行スタイルを普及 等

イ) インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策

- ・上質なサービスを求める旅行者に対応した施設整備やコンテンツづくり等を戦略的に推進
- ・国立公園等への来訪が主たる観光目的となるように、自然の魅力を活かしたコンテンツ造成や廃屋の除去等による景観改善と民間投資の呼び込み等を強化し、誘客を促進
- ・クルーズ船と受入港の安全安心確保にかかるガイドラインを作成する等、再び安心してクルーズを楽しめる環境を整備 等

②スポーツ産業の未来開拓

ア) スポーツの成長産業化の基盤形成

- ・ガバナンスコードに基づくスポーツ団体の適合性審査実施
- ・スポーツ経営人材の育成やマッチングによる外部人材の流入・定着の支援
- ・他産業との融合による新事業創出（スポーツオープンイノベーションプラットフォーム（SOIP））の推進

イ) スポーツを核とした地域活性化

- ・「多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ」について、選定開始と関係省庁による重点的な支援
- ・「スポーツのしやすさ指標」（仮称）の開発と同指標を活用したスポーツ実施率向上のための啓発、地域のスポーツ環境の確保・充実化
- ・地域スポーツコミッション等の活動における課題や事例の横展開等による武道をはじめとするスポーツツーリズムの推進

③文化芸術資源を活用した経済活性化

ア) 「文化芸術推進基本計画」及び「文化経済戦略」の推進

- ・新型コロナウイルス感染症の中でも、文化の灯を消さず国民へ希望を提供できるよう、継続的な文化芸術の創造・発展・継承や、収束しつつある段階での回復に必要な基盤を整備
- ・文化芸術界、経済界、行政が対話する場を設け、アートを活用した企業文化の変革やイノベーション創出などを含め、アート市場の活性化等の可能性について幅広い視点で検討

イ) 文化芸術資源を核とした地域活性化

- ・「日本博」等を通じた日本文化発信の強化、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進、文化財を総合的・計画的に保存・活用する取組の促進、学校や地域における芸術教育の推進等

6-10. 海外の成長市場の取り込み①

背景・課題

中堅・中小企業にとって海外市場の開拓は未だにハードルが高い。また、日本への外国直接投資は国際的に見て極めて低い水準。持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた動きを、ビジネス機会としても活かすことが必要。



目指す社会

海外の需要の取りこみや対日直接投資により、地域の経済が活性化

- ・中堅・中小企業による海外展開や輸出が活発化
- ・海外からの直接投資が日本企業のオープンイノベーションと地域経済の活性化を促進

「Society 5.0」の国際展開とSDGs達成

- ・民間企業がそれぞれのビジネスを推進する中でSociety5.0や「日本のSDGsモデル」の国際展開とSDGs達成に貢献



先進事例

スマートシティ



スマートシティのイメージ

最先端技術を活用したスマート化の急速な進展を見据え、人間中心の快適で安全安心な生活環境を生み出す視点に立ち、プライバシーや情報セキュリティの確保、信頼性、持続可能性を重視した、オープンで透明性の高いスマートシティ構築を海外展開。

DXプラットフォーム（DXPF）



シンガポール企業庁との共催ウェビナーの様子

2020年5月、オンラインのセミナーやピッチ、商談等を通じて企業間連携を促進する「DXプラットフォーム（DXPF）」を始動。JETRO内にDX推進チームを立ち上げ、シンガポール等で展開中。現地政府機関と連携し、実証事業等も活用して早期事業化を支援。

6－10．海外の成長市場の取り込み②

今後の取組



1. 「Society 5.0」の国際展開を通じたSDGsの達成

(1) 民間企業による取組の支援

- ・世界経済フォーラムが2021年4月に日本で開催するGlobal Technology Governance Summit (GTGS)を支援

(2) STI for SDGsの取組加速化

- ・国際機関と連携し、現地社会課題の情報収集。インド、ケニアについて、**STI for SDGsロードマップ**の策定・実行支援
- ・課題解決に資するシーズとニーズのマッチング・事業創造を図るためのプラットフォームについて、試行と改善の取組

2. 海外の成長市場の取込み

(1) インフラシステム輸出の拡大

- ・「**インフラシステム輸出戦略**」を官民一体で推進。また、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた社会変革の可能性等も踏まえつつ、中長期的な**新戦略**を2020年内に決定
- ・「**質の高いインフラ投資に関するG20原則**」等の普及・実践を促進。また、現地ニーズに応じた提案力を強化し、**社会課題解決 (SDGs)** に貢献。
- ・デジタル技術等によるスマート化、PPP、案件への継続的関与等、**新しいビジネスモデル**の中で、現地パートナー等との連携促進や公的金融・官民ファンドの支援の見直しを通じ、**競争力と対応力を強化**

(2) ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築

- ・電子商取引等新たな分野のルール形成、紛争解決手続の恒常的改革などの**WTO改革**を主導。**RCEP**の年内署名・早期発効、日英間経済パートナーシップの構築に速やかに取り組む

(3) 中堅・中小企業の海外展開支援

- ・「**新輸出大国コンソーシアム**」等での伴走型支援等の強化。
- ・「**ジャパンモール**」にて、BtoBのECサイトとの連携に着手。
- ・民間事業者による**ビジネスモデル実証事業**を支援。
- ・中小企業経営者が**国際化に関する知見等を体系的に習得**できるような制度の具体化。
- ・「**アフリカビジネス協議会**」での議論を踏まえた、アフリカ等海外への展開強化。
- ・NEXIによる再保険引受け対象拡大
- ・国際仲裁の活性化、仲裁専用施設の利活用

(4) 日本の魅力を活かす施策

- ・**オープンイノベーション・プラットフォームの構築、海外のスタートアップ等を誘致。**
- ・地方公共団体が行う投資誘致活動に対する支援充実
- ・「**DXプラットフォーム (DXPF)**」構築とマッチング支援。
- ・法令の外国語訳の迅速化、翻訳法令ホームページの機能強化
- ・クールジャパン推進
- ・2025大阪・関西万博の開催へ向けた準備

6-11. 外国人材の活躍推進①

背景・課題

- ・第4次産業革命の下での国際的な人材獲得競争の激化
- ・人口減少や高齢化進行に伴い、地域経済を支える人手不足が深刻化

目指す社会



- ・高度な知識・技能をもつ外国人材を受け入れ、日本経済の生産性、イノベーションを加速させる
- ・外国人が円滑に共生できる社会を作っていく

① 留学生を含む優秀な外国人材が活躍

- ・国内企業のニーズに応じた外国人材が長期にわたり我が国で活躍することで、企業の生産性・イノベーションの向上、海外販路開拓等につながる。

② 地域における多文化共生社会の実現

- ・地域経済を支える貴重な人材として、また地域社会の重要な構成員として、国籍等に関わらず外国人が暮らしやすい地域社会をつくる。

先進事例

外国人在留支援センター



2020年7月開所。留学生の就職、高度外国人材の受入促進等を効果的・効率的に実施するため、**関係行政機関等の関連部門を集約**、外国人からの相談対応やインターンシップ等に係る情報提供を行う。

外国人のスタートアップ支援



外国人起業活動促進事業の認定を受けた京都海外ビジネスセンター（京都府）でのジェトロ主催による同志社大学MBAコース向けワークショップの様子。

外国人起業家の受入れを促進するため、起業活動のための在留資格を見直すことで、我が国の成長発展に寄与。



今後の取組

1. 高度外国人材の受入促進

(1) 留学生等の国内就職促進及び就職後の活躍促進

- ・「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」(JETROに設置)において、高度外国人材の国内就職のみならず、就職後の活躍に向けた各種情報発信の充実を図るとともに、外国人材の採用から定着に至るまで伴走型支援を強化。
- ・経済団体・企業や大学等に対し、「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」の活用促進。日本人社員と外国人材との効果的なコミュニケーションの推進。
- ・大学と労働局(ハローワーク)の間での連携強化による留学早期からの一貫した就職支援の実施。
- ・「外国人在留支援センター」における外国人からの相談対応やインターンシップ等に係る情報提供。

(2) 教育プログラムの充実

- ・大学が企業等と連携して策定する留学生の国内就職促進を目的とした教育プログラムに係る認定制度の全国展開。
- ・日本語教育の機会の確保や質の向上等のための施策の推進及び外国人の子供に対する日本語指導等の支援充実等。
- ・「留学生30万人計画」に関する検証と留学生受入れに関する今後の施策検討。

(3) 入国・在留管理制度等の見直し・周知

- ・「外国人起業活動促進事業」の利用普及に加え、本邦大学等を卒業した外国人を対象とした、我が国での起業活動のための在留資格「特定活動」(2020年度中措置)の周知。
- ・外国人の司法サービスの適切利用に向けた、日本司法支援センターにおける法律相談の多言語対応。(IT機器の導入など)
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に鑑み、留学生を含む帰国が困難となった外国人に関する在留関連手続等の柔軟化。

2. 在留管理基盤の強化及び在留資格手続のオンライン化

- ・受入機関単位での「在籍者情報」の管理等を実現する「受入機関データベースシステム」の開発開始。
- ・在留申請手続きの更なる利便性の向上及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、非対面・非接触による手続きの拡大・推進のためのオンライン申請の対象の順次拡大。



7. 地域のインフラ維持と中小企業・小規模事業者の生産性向上

中小企業・小規模事業者の生産性向上①

背景・課題

・労働生産性の向上

日本経済の持続的な成長のためには、中小企業・小規模事業者においても、雇用を創出・確保しつつも、付加価値をより高め、労働生産性を向上させる必要がある。

・大企業と中小企業の共存共栄関係の構築

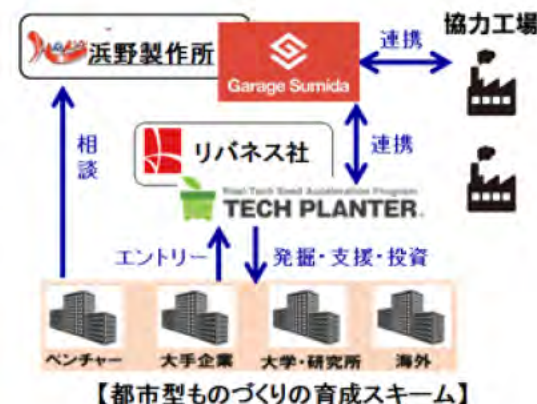
経済の好循環に向け、経済成長の成果が、賃上げや社会保険等の負担をする中小企業と大企業とで適正に分配されるよう共存共栄が必要。

先進事例

地域のリソースを組み合わせた事業展開

株式会社リバネス

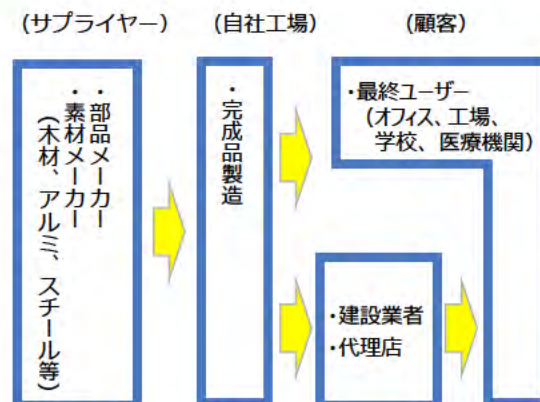
- ・大学、地域に眠る経営資源や技術を組み合わせて新事業のタネを生み出すため、世界の知を集めるインフラ「知識プラットフォーム」を形成。
- ・企業等が連携して高い付加価値を生み出すことに貢献。



サプライヤーとの共存共栄

コマニー株式会社

- ・データ、相場等に基づき、取引先に対して合理的に依頼・交渉をすることで取引先と対等な関係を構築し、成果配分を“50/50（フィフティ・フィフティ）”にするなど、共存共栄を実現。



目指す社会

賃上げ等に取り組む生産性の高い中小企業・小規模事業者が、大企業と共存共栄しつつ、雇用や高い付加価値を生み出し、経済の持続的な成長を実現する。

7. 地域のインフラ維持と中小企業・小規模事業者の生産性向上

中小企業・小規模事業者の生産性向上②

今後の取組

大企業と中小企業の共存共栄

- ・大企業と中小企業が共に成長できる共存共栄関係の構築を目指し、業界だけでなく個々の親事業者が、取引先の生産性向上への協力や取引対価への労務費上昇分の影響の考慮といった「振興基準※¹」に規制される項目を遵守するよう求める。
- ・個々の親事業者が2次下請以下も含むサプライチェーン全体の付加価値向上を図ることを宣言する「パートナーシップ構築宣言※²」を多くの企業が作成し、取り組むよう促す。



※¹ **振興基準**：下請中小企業振興法に基づく「振興基準」（経済産業省告示）。親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行等を具体的に提示。主務大臣（業所管大臣）は、同基準に基づき、下請事業者又は親事業者に対して「指導又は助言」を行うことが可能。

※² **パートナーシップ構築宣言**：経団連会長、日商会頭、連合会長及び関係大臣をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において創設した仕組み。サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、企業の代表者の名前で宣言し、ポータルサイト（<https://www.biz-partnership.jp/>）に掲載することで、各企業の取組の「見える化」を行う。

大企業と下請企業との個別取引の適正化

- ・「振興基準」に基づく業所管大臣による指導・助言等により、取引慣行や商慣行の是正に、関係省庁が連携して取り組む。

中小企業の成長を促す環境の整備

- ・中小企業に対する成長段階に応じた支援を行えるようにし、事業規模拡大や生産性向上を進め、中堅企業以上へ成長するよう促す。
- ・中小企業成長促進法により新設される「みなし中小企業」規定を踏まえ成長や将来的な株式公開等を促す。

中小企業・小規模事業者等の生産性向上のためのデジタル実装支援等

- ・中小企業生産性革命推進事業のフル活用
 - 革新的な製品・サービス開発のための設備投資支援
 - 小規模事業者に特化した販路開拓支援
 - ITツールの導入支援
- ・中小企業等経営強化法の基本方針の改訂、中小企業等の生産性向上のためのITの活用等の記載を充実
- ・各分野別の方針についても実施状況等を踏まえ改訂を検討

7. 地域のインフラ維持と中小企業・小規模事業者の生産性向上 国家戦略特区の推進

背景・課題

- ・産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のため、スピード感をもって大胆な規制・制度改革を実現する仕組みが必要。

国家戦略特区制度を活用

目指す社会

- ・民間の能力が十分に発揮できる、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備。

今後の取組①

1. スーパーシティ構想の早期実現

- ・スーパーシティの指定に係る公募を速やかに実施し、指定後、遠隔医療・教育、自動走行など、複数分野にわたる先端的サービスや規制改革を含む基本構想の提案を速やかに行い、構想の早期実現に集中的に取り組む
- ・スーパーシティ選定都市におけるデータ連携基盤の早期構築に向けた、調査・設計、システム構築、円滑な運営支援等を速やかに実施

今後の取組②



2. 「新たな生活様式」に対応した規制改革の推進

- ・オンライン診療に係る時限的・特例的措置の継続的实施等について、2020年内を目途に検討
- ・まずは遠隔教育の実施可能な環境整備に集中的に取り組む、現場の実態を見極めつつ、所要の措置を実施
- ・資金移動業者の口座への賃金支払について、2020年度できるだけ早期に制度化

3. 更なる規制改革事項の追加

- ・時限措置である企業の農地取得特例について、2021年8月の期限に間に合うよう、特例の取扱いを検討
- ・電動キックボードの走行場所や車両保安基準について検証する事業を早急に開始
- ・小型モビリティ全般について、走行場所や車両保安基準に加え、運転者の要件等の交通ルールの在り方について、制度見直しの要否を含めた検討を早急に開始
- ・消毒を要する洗濯物（指定洗濯物）のクリーニングサービスをロッカーを介して行えるよう、指定洗濯物のロッカーでの取扱いの見直しを2020年度中に検討
- ・男性の育児休業の取得促進に向け、育児休業の趣旨及び育児休業期間中の一時的・臨時的な就労の事例等を整理し、2020年中に周知